

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第119期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石田 幸雄
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258) 36-4111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 総合企画部長 相場 実
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03) 3984-3824番（代表）
【事務連絡者氏名】	関東地区本部長兼東京支店長兼総合企画部東京事務所長 関 潤
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日	自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
連結経常収益	百万円	22,279	21,289	22,506	22,950	22,117
連結経常利益	百万円	4,641	4,819	3,942	2,635	2,576
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,170	3,555	2,579	1,147	1,571
連結包括利益	百万円	574	2,085	537	7,943	7,107
連結純資産額	百万円	80,835	82,486	81,511	73,141	79,679
連結総資産額	百万円	1,447,470	1,483,198	1,547,025	1,538,859	1,709,198
1株当たり純資産額	円	8,494.97	8,640.04	8,530.38	7,629.82	8,399.14
1株当たり当期純利益	円	325.15	375.05	271.92	120.74	165.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	322.62	372.26	269.59	119.60	163.89
自己資本比率	%	5.54	5.52	5.23	4.71	4.62
連結自己資本利益率	%	3.92	4.38	3.16	1.49	2.07
連結株価収益率	倍	6.79	5.99	6.01	11.98	9.07
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,855	26	44,927	647	143,439
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	25,415	11,718	3,486	12,460	1,667
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,867	3,603	600	607	736
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	79,035	63,739	104,580	90,865	231,901
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	848 〔458〕	860 〔484〕	875 〔488〕	878 〔479〕	856 〔481〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	21,963	20,944	22,150	22,591	21,774
経常利益	百万円	4,596	4,740	3,842	2,587	2,512
当期純利益	百万円	3,142	3,519	2,532	1,131	1,550
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	96,714	9,671	9,671	9,671	9,671
純資産額	百万円	80,620	81,871	80,906	73,028	78,730
総資産額	百万円	1,446,261	1,481,924	1,545,741	1,537,873	1,707,601
預金残高	百万円	1,271,463	1,300,677	1,306,647	1,322,569	1,425,165
貸出金残高	百万円	990,119	1,026,039	1,050,212	1,060,135	1,081,607
有価証券残高	百万円	353,775	357,428	353,406	346,379	360,379
1株当たり純資産額	円	8,509.78	8,615.00	8,509.27	7,662.40	8,345.68
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	円 (円)	5.00 (2.50)	27.50 (2.50)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)
1株当たり当期純利益	円	322.30	371.29	266.97	119.04	163.69
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	319.79	368.52	264.69	117.91	161.69
自己資本比率	%	5.56	5.51	5.22	4.73	4.59
自己資本利益率	%	3.87	4.34	3.11	1.47	2.04
株価収益率	倍	6.85	6.05	6.12	12.15	9.19
配当性向	%	15.51	13.46	18.72	42.00	30.54
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	838 〔458〕	850 〔483〕	864 〔488〕	866 〔479〕	843 〔481〕
株主総利回り (比較指標:配当込 みTOPIX(東証株価指 数))	%	107.61 (114.69)	111.90 (132.88)	85.04 (126.19)	78.42 (114.20)	83.57 (162.32)
最高株価	円	276	2,656 (262)	2,435	1,889	1,650
最低株価	円	170	2,200 (215)	1,616	990	1,172

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第119期(2021年3月)中間配当についての取締役会決議は2020年11月13日に行いました。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第115期(2017年3月)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出してしております。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。第116期の1株当たり配当額27.50円は、中間配当額2.50円と期末配当額25.00円の合計となり、中間配当額2.50円は株式併合前の配当額、期末配当額25.00円は株式併合後の配当額となります。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
7. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。第116期の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

1942年3月10日	大光無尽株式会社設立（北越産業無尽株式会社と株式会社国民無尽商會が合併）
1951年10月20日	株式会社大光相互銀行に商号変更（相互銀行法の施行に伴い相互銀行の営業免許を受ける）
1963年4月15日	新潟証券取引所に上場
1974年4月4日	東京証券取引所市場第二部に上場
1975年11月10日	東京証券取引所市場第一部銘柄の指定を受ける
1980年3月28日	東京証券取引所及び新潟証券取引所の上場廃止
1983年1月31日	国債証券等の売買並びに募集及び売出しの取扱業務の認可を受ける
1985年9月17日	株式会社関東データセンター（コンピュータ共同利用会社）に加盟
1986年2月25日	株式会社大光ビジネスサービス設立
1989年8月1日	普通銀行へ転換、株式会社大光銀行に商号変更
1990年1月17日	社団法人日本証券業協会店頭銘柄の登録承認を受ける
1990年6月29日	大光ミリオンカード株式会社設立
1993年9月17日	海外コルレス業務の認可を受ける
1995年4月4日	大光ジェーシービー株式会社設立
2000年11月22日	第三者割当増資実施により資本金100億円
2001年5月14日	新潟中央銀行の営業を一部譲り受ける
2002年1月15日	大光ミリオンカード株式会社がたいこうカード株式会社に商号変更
2002年4月1日	たいこうカード株式会社と大光ジェーシービー株式会社が合併し、商号をたいこうカード株式会社とする
2003年8月8日	株式会社中央リースが大光リース株式会社に商号変更
2004年12月13日	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年1月4日	基幹系システムのアウトソーシング先を株式会社関東データセンターから、日本ユニシス株式会社に移行
2006年9月25日	日本ユニシス株式会社のアウトソーシング先である、株式会社東北バンキングシステムズの株式を取得
2008年2月25日	東京証券取引所市場第二部に上場
2008年4月8日	ジャスダック証券取引所の株式上場を廃止
2011年2月1日	東京証券取引所市場第一部銘柄の指定を受ける
2014年1月4日	基幹系システムを株式会社日立製作所の地域金融機関向け共同利用サービス「NEXTBASE」へ移行
2014年3月10日	株式会社大光ビジネスサービスを清算
2014年6月27日	株式会社東北バンキングシステムズ株式を売却
2018年10月31日	新本店完成

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行（株式会社大光銀行）、連結子会社1社及び関連会社1社（持分法適用会社）で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業内容及び当行と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店等において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っており、当行グループの中心業務と位置づけております。

〔クレジットカード業務〕

連結子会社のたいこうカード株式会社においてクレジットカード業務を行っております。

〔リース業務〕

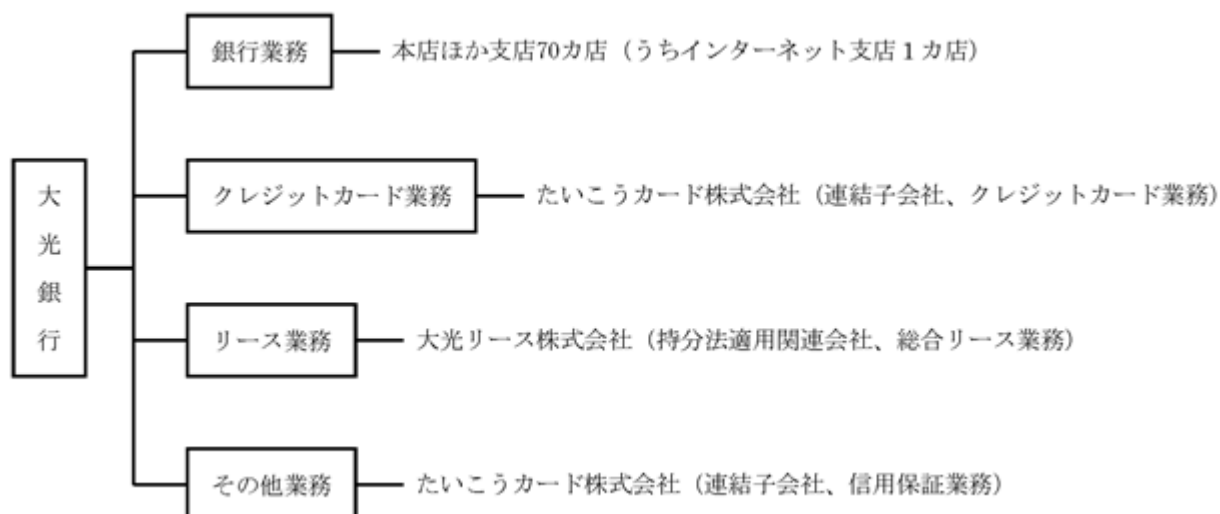
持分法適用関連会社の大光リース株式会社において総合リース業務を行っております。

〔その他業務〕

連結子会社のたいこうカード株式会社において信用保証業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（事業系統図）



4【関係会社の状況】

(1)連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	間接所有してい る子会社 (%)	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
たいこうカード 株式会社 (注5)	新潟県 長岡市	35	クレジット カード業務	45.1 (-) [-]	-	2 (2)	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-

(2)持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	間接所有してい る子会社 (%)	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
大光リース 株式会社	新潟県 長岡市	270	リース業務	39.5 (34.5) [-]	たいこうカード 株式会社 34.5	2 (2)	-	リース取引関係 金銭貸借関係 預金取引関係	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 議決権の所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5【従業員の状況】

(1)連結会社における従業員数

2021年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	843 [481]	13 [-]	856 [481]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2)当行の従業員数

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
843 [481]	40.6	17.0	5,681

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行から社外への出向者を除く)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合には、大光銀行労働組合があります。
2021年3月31日現在の組合員数は、791人です。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文は、グループ中核企業である株式会社大光銀行の経営方針等について記載しております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものであります。

(1) 経営方針

当行は、「経営理念」である次の3項目を経営の基本方針とし、地域密着とお客さまのニーズに沿った金融サービスの提供に努めております。

お客様に信頼され、親しまれる銀行として地域社会の繁栄に奉仕する。

健全経営に徹し、強固な経営体質を築き、安定した発展を持続する。

優れた人材の育成に力を注ぎ、清新はつらつとした行風を確立する。

今後とも、経営体質の一層の強化を図るとともに経営の透明性を高め、地域社会に真に期待され、信頼される銀行を目指してまいります。

(2) 経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営環境に関する認識

当行は、新潟県を主要な営業基盤とし、本店ほか支店（新潟県62カ店（本店含む）、群馬県1カ店、埼玉県5カ店、東京都1カ店、神奈川県1カ店、インターネット支店1カ店）、ローンスクエア（新潟県内に6カ所）において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

当行の強みは「親しみやすさ」であると認識しております。相互銀行時代からお客さまのもとへ足繁く通うことで、お客さまの懐に深く入り込み、同じ目線で真摯に向き合い、ニーズを的確にくみ取り応えていくというスタイルで営業を行ってまいりました。これが「親しみやすさ」として評価をいただいているものと考えております。

当行を含め地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、超低金利環境の長期化や業種を超えた競合の激化など、一段と厳しさを増しております。また、地域金融機関に対しては、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな日常への移行に向け、お客さまの真のニーズに正面から向き合い、新たな付加価値をどのように生み出すかを考え、実践していくことが求められております。

長期ビジョン

当行は2015年3月、将来を見据えた長期戦略方針として「長期ビジョン」を策定しております。当行の長期ビジョンは、地域社会・経済の活性化に貢献することで、地域から愛され、真に必要とされる銀行を目指すことを基本精神としております。

策定から6年を経た現在、策定時に抱いた危機感や使命感に大きな隔たりは生じていないものの、コロナを契機とした新たな日常への移行のほか、サステナビリティを巡る課題に対する要請・関心の高まり、新潟県内地方銀行の経営統合など、当行を取り巻く環境は変化を続けており、これらの課題に対し、使命感を持って適切に対応していく必要があると考えております。このため、本年3月に長期ビジョンを一部見直し、持続可能な社会の実現に貢献していくことを明確化いたしました。

当行はこれからも、長期ビジョンの基本精神を貫き、その実現に向けた変革を続けてまいります。

〔長期ビジョン〕

存在意義	<p>新潟県経済の底上げ・成長のけん引役となる、中小企業・個人のお客さまに深く入り込み、課題解決のサポートにより地域の活性化、持続可能な社会の実現に貢献する</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引先企業を深く理解し、必要な時に必要な支援を行い、事業の成長、ひいては地域産業の活性化を促進する 個人のお客さまの悩みや課題そのものの解決を図ることで安心・安全を提供する
お客さまへの提供価値	<p>地域に親しまれる銀行として、お客さまのニーズに沿った金融商品・サービスを安定的に提供する</p> <p>地域の持続的な成長を実現するために、異業種との幅広い連携を通じて、非金融サービスを提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業や生活支援に必要な全ての機能・サービスを異業種も含めた幅広い連携を通じて提供する
目指す姿	<p>地域社会・経済の活性化に責任を持ち、お客さまの成長をサポートすることで、「もっと、親しまれる銀行」</p>

第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」(2021年度～2023年度)

2021年4月より、3年間の第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」を推進しております。

ア．経営ビジョン

地域社会・経済の活性化に責任を持ち、お客さまの成長をサポートすることで
「もっと、親しまれる銀行」へ

このビジョンは、2015年に策定した長期ビジョンにおける10年後(2024年度)に目指す姿であります。

第12次中期経営計画は、長期ビジョンの達成に向けた最後の中期経営計画であり、経営ビジョンに長期ビジョンの目指す姿を据えることで、その実現に向けた動きを加速させてまいります。

当行の強みについて、2020年9月に実施したお客さまアンケートでは、「当行との取引継続の理由」として、85%のお客さまより「親しみやすさ」とお答えいただいております。地域の身近な存在として中小企業・個人のお客さまに深く入り込み、親身に対応することで、これまで以上に地域密着を促進してまいります。

併せて、中長期的な観点から、コロナを契機とした新たな日常への変革に適切に対応していくほか、社会とともに歩む良き企業市民として、社会・環境問題(いわゆるESG要素)をはじめサステナビリティを巡る課題に責任を持って取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

イ．目標とする経営指標

本計画の目標計数は次のとおりであります。

(ア)経営指標

経営の持続可能性を高める観点から、客観的に合理性のある指標として、日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度」におけるOHR要件の達成値を最重要目標に設定しております。

目標項目	2022年度目標
連結業務粗利益OHR	76.51%以下

(注)1．当行の連結業務粗利益OHR(日銀基準)の2019年度実績値は79.87%であります。

2．2022年度目標は、日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度」におけるOHR要件(2019年度比4%)を同制度の最終年度において当行が達成するための達成値であります。

このほか、経営指標の目標項目として、「収益・利益」、「成長性」、「健全性」の観点から次の4つの目標計数を設定しております。

目標項目	最終年度(2023年度)目標
コア業務純益(投信解約益除く)	25億円以上(2020年度比+25%以上)
当期純利益	13億円以上(3年間每期10億円以上)
中小企業等向け貸出金平残()	2020年度比+10%以上
自己資本比率	8%程度

(注)中小企業等向け貸出金平残=中小企業向け貸出金平残+個人向け貸出金平残

中小企業向け貸出金は、運用目的の貸出金を除く

(イ)持続可能な社会の実現に向けた地域活性化への貢献目標

地域金融機関として、10年先、20年先の未来に亘って地域社会・経済の活性化に責任を持ち、地域やお客さまからの期待に対し適切に応えていくための目標として、次の5つの目標計数を設定しております。

目標項目	最終年度(2023年度)目標	
当行がメインバンクとして取引いただいている企業のうち、経営指標(売上・当期純利益)の改善がみられた先数	2,000先	
当行が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数	1,190先	
全取引先数と地域の取引先数	新潟県内	11,700先
	新潟県外	2,200先
事業承継支援先数(M&A支援先数を含む)	750先	
中小企業向け融資や本業支援を主に担当している従業員数、および全従業員に占める割合	292先 (24.0%)	

ウ．基本戦略

本計画では、目指す姿（経営ビジョン、目標とする経営指標）の実現に向け、「持続可能な社会の実現への貢献」を基本に4つの改革を実践してまいります。

改革1 収益構造・コスト改革

改革2「ソリューション改革」、改革3「業務運営改革」、改革4「組織・人材改革」の成果として位置付けております。

経営の持続可能性を高めるため、第12次中計期間における最重要目標として、日本銀行「特別当座預金制度」に定める連結業務粗利益OHRの目標を達成し、本業における収益力の向上を図ってまいります。

そのために、事業者に向けたコンサルティング機能を強化し、ソリューション提供等による手数料収入を増強するほか、大光銀行SBI共同店舗開設により、従来以上に幅広い顧客層のニーズに対応し、安定的な収益への成長を目指してまいります。また、費用対効果を的確に見極め、コストに見合った投資を行うほか、コストマネジメントの強化により、ムダを徹底的に排除したローコスト経営を実践してまいります。

改革2 ソリューション改革

当面の重要課題として、コロナ禍で厳しい状況にある事業者に対し親身に寄り添い、積極的に金融仲介機能を発揮し、資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等を強力に推進してまいります。

また、多様化するお客さまのニーズに的確にお応えできるよう、営業部門の増強および本部組織の改正を行い、現場レベルでの1対1の勝負に負けない仕組みを構築し、提案力と質の高いソリューションの提供を行ってまいります。

〔重点施策〕

- コロナ禍における事業者に対する金融仲介機能の発揮、経営改善・事業再生支援等の一段の強化
- 「お客さま本位のソリューション営業」の一段の強化
- 顧客提供価値の向上に向けた営業部門の増強、組織の改正
- 提案力の向上に向けたお客さまとのリレーション強化ツールの導入

改革3 業務運営改革

営業戦略のPDCAを組織的かつ的確に実践し、営業部門におけるリソースを適正に配分していくとともに、収益・コスト・リスクのそれぞれについて、管理態勢の強化を図ってまいります。

営業態勢の一段の強化を目的に、人材等のリソースをコンサルティング機能の強化に資する領域に再配分するため、業務改革（BPR）を発展的に促進するほか、店舗政策を進め、店舗機能・ネットワークの最適化を図ってまいります。

〔重点施策〕

- 営業戦略のPDCAの実践
- 地域特性、市場展望等に応じた店舗機能・ネットワークの見直し
- 業務改革（BPR）の進化
- 収益管理態勢、リスク管理態勢の強化
- コストマネジメントの強化

改革4 組織・人材改革

従業員が当行で働くことに満足し、誇りと高いモチベーションを持って業務に取り組んでいくための環境づくりを行ってまいります。

また、多様な人材を活かし生産性を高める仕組み（ダイバーシティ・マネジメント）を推進してまいります。

〔重点施策〕

- モチベーションの高まる評価体系への見直し
- 営業担当者の育成強化
- ダイバーシティへの取組み強化

基本 持続可能な社会の実現への貢献

当行は、地域に根差した金融機関として、地域社会の課題の解決に取り組み、地域とともに持続的に成長していくことを目指しており、持続可能な社会の実現への貢献は当行の存在意義そのものであります。

第12次中期経営計画では、持続可能な社会の実現への貢献を全ての戦略の基本に据え、地域社会の課題解決に向け、グループ役員全員が積極的に取り組んでまいります。

〔重点施策〕

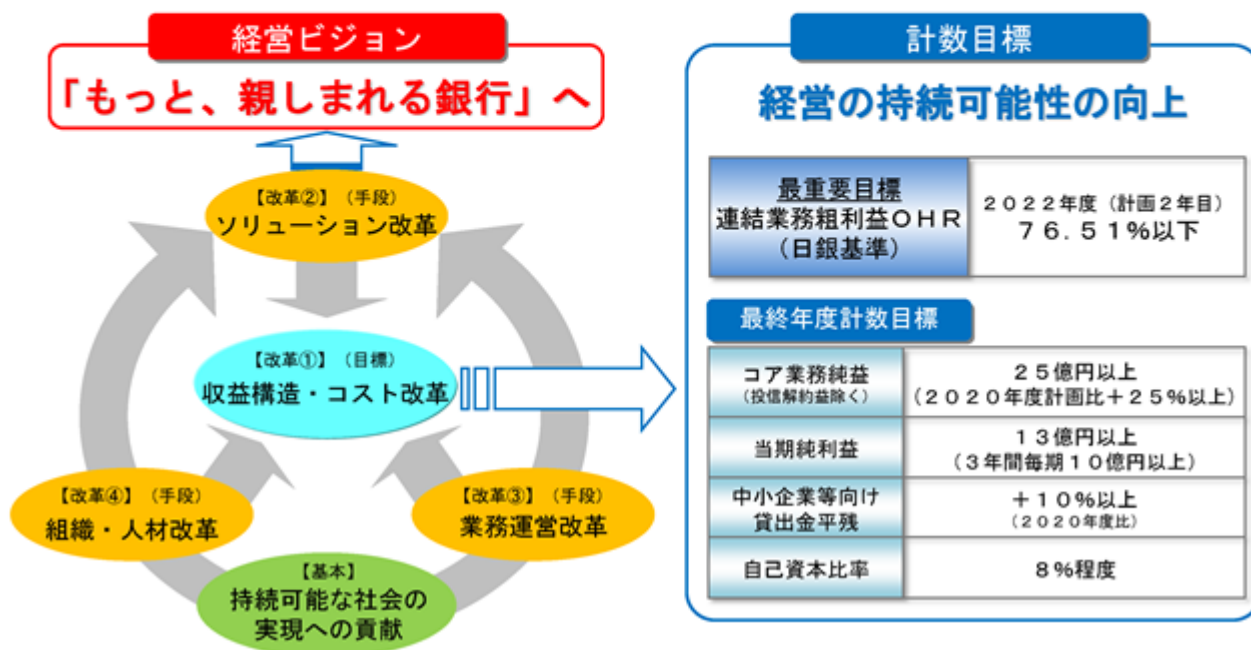
- SDGsの推進強化に向けた本部組織の改正
- SDGsへのグループ役員全員による主体的な実践

第12次中期経営計画 [2021年4月 ▶ 2024年3月]

Change for the Future

～ 未来志向の究極のChange ～

長期ビジョンの実現に向けたFinal Stageとして、また、次の10年につなげるStageとして、未来志向でこれまでより大きくChangeし、さらに「強い大光」を築く。



(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当行は地域金融機関として、10年先、20年先の未来に亘って地域社会・経済の活性化に責任を持ち、地域やお客さまからの期待に対し、適切に応えていかなければならないと考えております。このことは、持続可能な社会の実現に向けた地域活性化への貢献とともに、当行自身の存在意義を高め、従業員の誇りや働きがいにもつながっていくものであります。

こうした考え方に立ち、本年4月より3カ年の第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」を策定いたしました。2022年3月に創立80周年を迎えるなか、役職員全員が一致団結し、長期ビジョンの実現に向けたファイナルステージとして、また、次の10年につなげるステージとして、4つの改革（収益構造・コスト改革、ソリューション改革、業務運営改革、組織・人材改革）の着実な実践により、強固な経営体質を築き上げてまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会計の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 信用リスク

不良債権

当行グループでは、厳格な自己査定に基づく不良債権処理の徹底と、適切な大口と信先の管理、融資先への積極的な経営改善支援活動に努めておりますが、今後の国内景気や地域経済の動向、融資先の経営状況等が変動した場合、又は、予期せぬ自然災害等により経済活動が制限された場合、不良債権及び与信費用が増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本が減少する可能性があります。

貸倒引当金

当行グループでは、融資先の状況、担保の価値や経済状況を前提とした予想損失率を算定し、貸倒引当金を計上しており、その十分性を確保すべく、検証・見直しを実施しています。しかしながら、前提を上回る著しい経済状況の悪化や担保価格の大幅な下落等により、実際の貸倒れが想定を上回った場合、貸倒引当金の積増しを行わざるを得なくなり、その結果、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

地域経済の動向等の影響

当行グループは、地元である新潟県を主たる営業基盤として考え、貸出金の増強に注力しております。貸出金に占める地元融資先に対する融資比率は約7割となっており、貸出金の動向は地元経済の影響を受ける可能性があります。

また、従来から中小企業を主体とした事業性貸出、個人向けローンの増強に取り組んでおり、当行グループの業績は中小企業倒産や個人破産等の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

市場業務に係るリスク

当行グループは、市場業務として債券、投資信託等の相場変動を伴う金融商品に対して投資活動を行っており、かかる活動に伴うリスクに晒されております。

主要なリスクとして、市場金利、株価、為替レート等の相場の変動が挙げられます。例えば、国内金利が大幅に上昇した場合には、当行グループの債券ポートフォリオの価値が減少することによって、評価損や実現損失が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

当行グループでは、市場管理部門がVaRによるリスク量等を計測し、リスク量の推移や経営体力との対比により健全性を検証した上で、毎月ALM委員会に報告しております。市況が大幅に変動した場合には、臨時ALM委員会を開催し、シミュレーション等により対応を協議しております。

保有株式に係るリスク

当行グループは、政策投資目的で市場性のある株式を保有しています。

国内外の経済情勢や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が大幅に下落した場合には、当行グループが保有する株式に評価損や実現損失が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

ただし、株式の保有は自己資本の水準と比較すると限定的であり、銘柄分散も図られております。

(3) 流動性リスク

資金繰りリスク

市場環境が大きく変化した場合や当行グループの信用状態が悪化した場合には、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化し、通常取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、想定を上回る預金流出が発生し、資金繰り運営に支障が生じる可能性があります。

安定した資金繰りを図るため、流動性資産の保有額等に基準を設定するとともに、資金繰り管理部門が常時その把握・管理を行っております。また、流動性危機時における対応策を規程によって定め、危機管理体制を確立しております。

市場流動性リスク

内外経済情勢の変化や金融市場が混乱した場合には、市場流動性が著しく低下し、有価証券等の保有資産の価値が下落する可能性があります。また、金融商品の売買において、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る可能性もあります。

当行グループでは、市場流動性の低下に備えるため、経済や市場等の外部環境の情報を収集・分析するとともに、市場流動性リスクの観点から設定されたポジション枠等の限度枠について、遵守状況や使用状況をモニタリングしております。

(4) 事務リスク

当行グループは、役職員等が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る可能性があり、この場合、当行グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

この事務リスクを適切に管理するため、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を制定の上、厳格な事務処理を行うための事務処理の詳細手続きを定めた「事務処理手続きに関する事務処理規程等」を制定・整備するとともに、行員の事務レベル向上策として、各種の教育・研修や事務処理規程内検定試験等を実施しております。また、内部牽制のため、毎月の店内検査及び監査部による定期的な内部監査を実施しております。

さらに、発生した事務事故については、発生状況を定期的に把握の上、内容・発生原因等を総合的に分析し、再発防止策並びにリスク軽減策を策定・実施しており、内部不正が発生した場合についても、都度、内容・発生原因等を徹底分析し、再発防止策を策定・実施し、再発の絶無を期しております。

(5) 金融犯罪、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備に伴うリスク

当行グループは、金融犯罪やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の発生防止策に関する管理態勢が不十分となり、想定範囲を超える金融犯罪が発生した場合、その対策に伴うコストや制裁金の発生、また、当行グループの風評が悪化すること等により、当行グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクを適切に管理するため、当行グループでは、「マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止方針」「マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止規程」を制定の上、マネー・ローンダリング対策室を設置するとともに、営業・管理・監査の各部門が担う役割を明確にし、組織的に対策を進めております。

営業部門は、マネロン等のリスクに最初に直面する重要な役割を担うため、別途制定した「顧客受入に関する実務マニュアル」に基づく適切な顧客管理を行い、取引のリスクに応じた事務取扱を遂行しており、本部管理部門は、研修等により営業部門の理解促進を支援するほか、不審な取引に見られる傾向をもとにリスクの高い取引を検知するモニタリングを実施するなど、不適切な取引の未然防止・早期発見に努めております。さらに、内部監査部門では、マネロン等防止対策の適切性を確保するため、独立した立場から定期的に検証を行っております。

(6) システムリスク

当行グループは、コンピュータシステムの品質不良や人為的ミスその他、サイバー攻撃や自然災害等の外的要因により、コンピュータシステム等に障害が発生する可能性があり、障害の規模によっては当行グループの業務運営や業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

このシステムリスクを適切に管理するため、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」「サイバー攻撃対策マニュアル」等を制定の上、業務上重要である基幹系システムについては、コンピュータや回線、電気設備等の二重化、予備機の設置、コンピュータセンターの被災に備えたバックアップセンターの設置等の対策を講じるとともに、障害時やサイバー攻撃時の対応手順の整備、障害を想定した実効性のある訓練等を実施しております。

(7) 自己資本比率

当行グループは、海外営業拠点を有していないため、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、監督当局より業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行グループの自己資本比率は、当行グループの業績の悪化や、本項「事業等のリスク」に記載する様々な要因により低下する可能性があります。

(8) 繰延税金資産

当行グループでは、繰延税金資産について、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定に基づき将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積り計上しておりますが、今後多額の不良債権処理が発生した場合や税制関連の法令改正がなされた場合など実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(9) 退職給付債務

当行グループの年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、または予定退職給付債務を計算する前提となる割引率等の数値計算上の前提・仮定に変更があった場合等には退職給付費用及び債務が増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行グループでは、確定拠出年金制度の導入等により安定した制度運用を行っております。

(10) 固定資産の減損会計に関するリスク

当行グループは、保有する固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当行グループでは、営業力の強化や業務改革（BPR）による経費削減等により、収益力の向上に努めておりますが、今後、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) コンプライアンスリスク

当行グループは、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築に努めておりますが、役職員が法令等に違反するような事態が生じた場合には当行グループに対する信用を失うこととなり、当行グループの業績や事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報漏洩のリスク

当行グループでは、個人情報保護法等に対応し、情報漏洩防止のため各種の安全管理措置を講じるとともに、厳格な内部監査の実施等により管理には十分留意しており、現在まで情報流出による問題は発生しておりません。また、今後も情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、何らかの不測の原因により流出した場合には当行グループに対する信用を失うこととなり、当行グループの事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 格付低下のリスク

当行は、格付機関より格付を取得しております。今後、当行の収益力や資産の質などの低下により格付が引き下げられた場合、当行の資金調達等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 災害等の発生に関するリスク

当行グループは、地震を始めとする自然災害、停電、原発事故、新型インフルエンザ等の感染症などの災害等が発生しても業務の運営に支障のないよう、業務継続計画（BCP）を定め、対策に努めておりますが、予想を越える大きな災害等が発生した場合は、設備・システム等の損傷、業務運営上十分な人員を確保できないなどの要因により業務の全部又は一部が停止するおそれがあるほか、被害が生じた取引先の経営状況悪化により与信関係費用が増加するなど、当行グループの業務運営あるいは業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 風評リスク

当行グループは、適時適切な情報開示等による透明性の確保のほか、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等の確認を通じてリスク顕在化の未然防止に努めておりますが、当行グループや金融業界に関する悪評や風説・風評の流布が発生した場合、それが事実であるか否かにかかわらず、当行グループの評価・評判が低下し、当行グループの業績や当行の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度初めは、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況にありましたが、昨年5月の緊急事態宣言の解除から昨年末においては、依然として厳しい状況にあるものの、輸出や生産を中心に、景気全体としては持ち直しの動きが続きました。本年に入り、緊急事態宣言の再発令の影響により個人消費が弱含むなど、年度末にかけて一部に弱さがみられました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、国内経済同様、年度前半は、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況にありましたが、年度後半においては、引き続き厳しい状況にあるなか、輸出や生産が緩やかな持ち直しを続けるなど、景気全体としては持ち直しの動きが続きました。

市場動向につきましては、前年度末に18千円台後半であった日経平均株価は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、経済活動の段階的な再開やコロナワクチン開発の進展、その後の景気回復期待などから、年度を通じて概ね堅調に推移し、今年度末においては29千円台前半まで上昇しました。前年度末に0.022%であった新発10年物国債利回りは、大規模な金融緩和政策の継続を背景に、概ね横ばい圏内で推移しましたが、本年2月以降、米国における追加経済対策等を背景に米長期金利が上昇ピッチを速めたことなどから、ボラティリティの高い展開となり、今年度末においては0.095%まで上昇しました。

このような経済状況のもとで、当連結会計年度における当行グループの業績は次のとおりとなりました。

（財政状態）

当連結会計年度末における主要勘定の残高につきましては、以下のとおりであります。

預金等（預金＋譲渡性預金）は、法人預金及び個人預金の増加などにより、前年同期比649億42百万円増加し、1兆4,279億54百万円（増加率4.7%）となりました。

貸出金は、消費者ローンが増加したほか、事業者向け貸出が増加したことなどにより、前年同期比215億32百万円増加し、1兆813億34百万円（増加率2.0%）となりました。

有価証券は、前年同期比140億8百万円増加し、3,606億64百万円（増加率4.0%）となりました。

純資産は、利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金の増加などにより、前年同期比65億38百万円増加し、796億79百万円（増加率8.9%）となりました。

（経営成績）

当行グループの経常収益は、資金運用収益やその他業務収益が減少したことなどにより、前年同期比8億33百万円減少の221億17百万円となりました。経常費用は、その他業務費用や営業経費が減少したことなどにより、前年同期比7億73百万円減少の195億41百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年同期比59百万円減少の25億76百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失が減少したことなどにより前年同期比4億24百万円増加の15億71百万円となりました。

（セグメントの状況）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

（キャッシュ・フローの状況）

当行グループの営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び借入金増加などにより1,434億39百万円の流入（前年同期は6億47百万円の流出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより16億67百万円の流出（前年同期比107億93百万円の流出減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金などにより7億36百万円の流出（前年同期比1億29百万円の流出増加）となりました。

これにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比1,410億36百万円増加し、2,319億1百万円となりました。

（自己資本比率）

当期末の連結自己資本比率（国内基準）は8.98%、単体自己資本比率（国内基準）は8.94%となりました。

いずれも規制値（4%）を大きく上回り、十分な水準を維持しております。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門141億38百万円（合計に対する割合97.6%）、国際業務部門3億45百万円（合計に対する割合2.4%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門7億98百万円（合計に対する割合99.8%）、国際業務部門1百万円（合計に対する割合0.2%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	14,668	359	-	15,028
	当連結会計年度	14,138	345	-	14,484
うち資金運用収益	前連結会計年度	15,109	388	9	15,488
	当連結会計年度	14,458	359	6	14,810
うち資金調達費用	前連結会計年度	440	28	9	459
	当連結会計年度	319	14	6	326
役務取引等収支	前連結会計年度	693	3	-	696
	当連結会計年度	798	1	-	800
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,544	11	-	2,556
	当連結会計年度	2,664	10	-	2,675
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,851	7	-	1,859
	当連結会計年度	1,866	8	-	1,875
その他業務収支	前連結会計年度	417	12	-	404
	当連結会計年度	214	19	-	233
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,998	12	-	2,011
	当連結会計年度	1,773	19	-	1,792
うちその他業務費用	前連結会計年度	2,416	-	-	2,416
	当連結会計年度	1,558	-	-	1,558

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度1百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

ア．国内業務部門

資金運用勘定の平均残高は、貸出金の増加を主因に増加し1兆4,231億50百万円となり、利回りは、有価証券利回りの低下を主因に低下し1.01%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金の増加を主因に増加し1兆5,134億3百万円となり、利回りは、預金利回りの低下を主因に低下し0.02%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(28,576) 1,393,362	(9) 15,109	1.08
	当連結会計年度	(29,942) 1,423,150	(6) 14,458	1.01
うち貸出金	前連結会計年度	1,030,922	11,167	1.08
	当連結会計年度	1,060,856	11,194	1.05
うち商品有価証券	前連結会計年度	15	0	0.04
	当連結会計年度	6	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	328,435	3,912	1.19
	当連結会計年度	327,652	3,219	0.98
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	245	0	0.00
	当連結会計年度	54	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	5,167	19	0.36
	当連結会計年度	4,637	36	0.79
資金調達勘定	前連結会計年度	1,445,013	440	0.03
	当連結会計年度	1,513,403	319	0.02
うち預金	前連結会計年度	1,309,694	430	0.03
	当連結会計年度	1,372,246	312	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	40,872	6	0.01
	当連結会計年度	31,473	2	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	55,087	5	0.01
	当連結会計年度	48,956	4	0.00
うち借入金	前連結会計年度	47,221	-	-
	当連結会計年度	68,646	-	-

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引であります。

2. 平均残高は、当行については日々の残高に基づいて算出しておりますが、連結子会社については半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度96,399百万円、当連結会計年度135,370百万円)を控除して表示しております。

4. ()内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

イ．国際業務部門

資金運用勘定の平均残高は、有価証券の増加を主因に増加し317億11百万円となり、利回りは、有価証券利回りの低下を主因に低下し1.13%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、円投入額の増加を主因に増加し317億13百万円となり、利回りは、コールマネー利回りの低下を主因に低下し0.04%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	30,328	388	1.28
	当連結会計年度	31,711	359	1.13
うち貸出金	前連結会計年度	2,068	11	0.56
	当連結会計年度	1,695	10	0.62
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	26,108	303	1.16
	当連結会計年度	27,804	302	1.08
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	(28,576)	(9)	0.09
	当連結会計年度	30,337	28	0.04
うち預金	前連結会計年度	(29,942)	(6)	0.04
	当連結会計年度	31,713	14	0.04
うち預金	前連結会計年度	1,030	0	0.04
	当連結会計年度	992	1	0.15
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	726	18	2.59
	当連結会計年度	776	5	0.75
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

（注）1．「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度2百万円、当連結会計年度2百万円）を控除して表示しております。

3．（ ）内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4．国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式により算出しております。

ウ．合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,423,690	28,576	1,395,114	15,497	9	15,488	1.11
	当連結会計年度	1,454,861	29,942	1,424,919	14,817	6	14,810	1.03
うち貸出金	前連結会計年度	1,032,990	-	1,032,990	11,179	-	11,179	1.08
	当連結会計年度	1,062,551	-	1,062,551	11,205	-	11,205	1.05
うち商品有価証券	前連結会計年度	15	-	15	0	-	0	0.04
	当連結会計年度	6	-	6	-	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	354,544	-	354,544	4,215	-	4,215	1.18
	当連結会計年度	355,457	-	355,457	3,521	-	3,521	0.99
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	245	-	245	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	54	-	54	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	5,167	-	5,167	19	-	19	0.36
	当連結会計年度	4,637	-	4,637	36	-	36	0.79
資金調達勘定	前連結会計年度	1,475,350	28,576	1,446,774	468	9	459	0.03
	当連結会計年度	1,545,117	29,942	1,515,175	333	6	326	0.02
うち預金	前連結会計年度	1,310,724	-	1,310,724	430	-	430	0.03
	当連結会計年度	1,373,239	-	1,373,239	314	-	314	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	40,872	-	40,872	6	-	6	0.01
	当連結会計年度	31,473	-	31,473	2	-	2	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	726	-	726	18	-	18	2.59
	当連結会計年度	776	-	776	5	-	5	0.75
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	55,087	-	55,087	5	-	5	0.01
	当連結会計年度	48,956	-	48,956	4	-	4	0.00
うち借入金	前連結会計年度	47,221	-	47,221	-	-	-	-
	当連結会計年度	68,646	-	68,646	-	-	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度96,401百万円、当連結会計年度135,373百万円)を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の投信・保険窓販業務の増加などにより26億75百万円となりました。

また、役務取引等費用は、国内業務部門の増加を主因として18億75百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	2,544	11	-	2,556
	当連結会計年度	2,664	10	-	2,675
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	580	-	-	580
	当連結会計年度	605	-	-	605
うち為替業務	前連結会計年度	664	9	-	673
	当連結会計年度	646	8	-	654
うち証券関連業務	前連結会計年度	34	-	-	34
	当連結会計年度	47	-	-	47
うち代理業務	前連結会計年度	42	-	-	42
	当連結会計年度	49	-	-	49
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4	-	-	4
	当連結会計年度	4	-	-	4
うち保証業務	前連結会計年度	26	2	-	29
	当連結会計年度	31	2	-	33
うち投信・保険窓販業務	前連結会計年度	842	-	-	842
	当連結会計年度	957	-	-	957
役務取引等費用	前連結会計年度	1,851	7	-	1,859
	当連結会計年度	1,866	8	-	1,875
うち為替業務	前連結会計年度	123	7	-	131
	当連結会計年度	119	8	-	127

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	1,321,593	974	-	1,322,568
	当連結会計年度	1,424,105	1,054	-	1,425,160
うち流動性預金	前連結会計年度	582,564	-	-	582,564
	当連結会計年度	704,502	-	-	704,502
うち定期性預金	前連結会計年度	736,313	-	-	736,313
	当連結会計年度	716,832	-	-	716,832
うちその他	前連結会計年度	2,715	974	-	3,690
	当連結会計年度	2,770	1,054	-	3,824
譲渡性預金	前連結会計年度	40,443	-	-	40,443
	当連結会計年度	2,793	-	-	2,793
総合計	前連結会計年度	1,362,037	974	-	1,363,012
	当連結会計年度	1,426,899	1,054	-	1,427,954

（注）1．「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4．国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

貸出金残高の状況
ア．業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,059,802	100.00	1,081,334	100.00
製造業	85,292	8.05	90,894	8.40
農業，林業	6,553	0.62	6,014	0.56
漁業	424	0.04	211	0.02
鉱業，採石業，砂利採取業	1,326	0.13	1,247	0.11
建設業	53,529	5.05	63,661	5.89
電気・ガス・熱供給・水道業	7,844	0.74	7,572	0.70
情報通信業	4,142	0.39	4,397	0.41
運輸業，郵便業	19,956	1.88	20,486	1.89
卸売業，小売業	69,643	6.57	73,312	6.78
金融業，保険業	90,019	8.49	86,491	8.00
不動産業，物品賃貸業	157,110	14.83	147,801	13.67
サービス業等	93,943	8.86	100,848	9.33
地方公共団体	140,694	13.28	137,964	12.76
その他	329,320	31.07	340,427	31.48

（注）海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

イ．外国政府等向け債権残高
該当ありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	111,798	-	111,798
	当連結会計年度	92,806	-	92,806
地方債	前連結会計年度	49,976	-	49,976
	当連結会計年度	47,857	-	47,857
社債	前連結会計年度	65,460	-	65,460
	当連結会計年度	89,765	-	89,765
株式	前連結会計年度	7,118	-	7,118
	当連結会計年度	8,474	-	8,474
その他の証券	前連結会計年度	90,402	21,900	112,302
	当連結会計年度	94,911	26,848	121,759
合計	前連結会計年度	324,755	21,900	346,656
	当連結会計年度	333,815	26,848	360,664

- （注）1．「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2．「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

ア．当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識等

当行は、当期が最終期となる3カ年の第11次中期経営計画「Change ～もっと、変わる。～」に基づき、徹底的に地域に密着する姿勢を貫くことを基本に、お客さまによりご満足いただくための様々な施策を実践してまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域経済が大きな打撃を受けるなか、地域金融機関として、厳しい状況にある事業者、ひいては地域全体をいかにして支えていくか、事業者の皆さまと共に悩み、考え、全力で取り組んでまいりました。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

事業を営むお客さまに対しては、昨年4月より、経営改善計画の策定支援に加え、計画策定後のモニタリングやビジネスマッチングなど、お取引先企業の経営改善に向けた取組みをトータルでサポートする「経営改善計画策定支援サービス」の取扱いを開始いたしました。また、お取引先企業が有する人材ニーズに対し、コンサルティングサービスをより深く、より迅速に提供することを目的に、昨年9月に有料職業紹介事業の許可を取得し、同10月より人材紹介業務を開始いたしました。本年1月には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業のお取引先に対する支援策として、株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）の新型コロナ対策資本金劣後ローン等を活用しながら協調融資を行う連携ローン商品「Triple Follow」（トリプル・フォロー）を創設いたしました。本商品は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）がお取引先企業の経営課題解決に向けた専門家派遣を行うなど、当行、日本公庫及び中小機構が相互に連携し、お取引先企業の事業継続や発展をサポートする、新潟県内金融機関では初の取組みとなります。

個人のお客さまに対しては、女性向け商品・サービス検討プロジェクト「コフレディア」の2nd Stageにおける活動の成果として、昨年6月に女性専用住宅ローン「たて美ちゃん」をリニューアルし、新たに3つの特典を設けたほか、7月には、幅広い資産運用ニーズにお応えできるよう、女性専用商品「コフレディア資産運用プラン」の運用コースを拡充いたしました。また、昨年8月より、外部専門企業と提携し、お客さまの円滑な相続手続きをサポートする「相続手続き支援サービス」の取扱いを開始したほか、昨年12月には、国際送金業務を行う外部専門企業と業務提携を行い、「国際送金サービス」の顧客紹介に関する業務を開始いたしました。

持続可能な社会の実現に向けた取組みとしましては、新型コロナウイルス感染症の治療に日々、医療現場の最前線で奮闘している医療機関への敬意と感謝の意を込め、昨年9月より、私募債発行企業より当行がいただく手数料の一部を新型コロナウイルス感染症対策基金等に寄付するSDGs私募債「医療応援私募債」（新型コロナウイルス感染症対策）の取扱いを開始いたしました。また、本年3月には、中小企業のお取引先によるSDGsの推進に向けた取組みをサポートするため、損害保険会社と「SDGsに関する包括連携協定」を締結いたしました。

組織面では、本年1月、本部の一部門として、頭取直属の「コスト削減特命チーム」を新設いたしました。当行は、経営の持続可能性を高めるため、本年4月より開始した第12次中期経営計画において、日本銀行「特別当座預金制度」に定めるOHR要件の達成を最重要目標に掲げております。収益の増強とともに経費削減を実効的に進めることで、強固な経営体質を築き上げてまいります。

店舗面では、昨年5月に新潟支店を移転し、古町ルフルでの営業を開始したほか、昨年11月には新発田支店をリニューアルオープンいたしました。

このほか、従業員が働きやすい職場環境の整備にかかる取組みとしまして、昨年7月、次世代育成支援対策推進法に基づく優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣より「プラチナくるみん」の認定を受けたほか、本年3月には、昨年に引き続き、「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。

当連結会計年度の経営成績等につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大で地域経済が大きな打撃を受けるなかで、地域を支えるという使命感のもと、スピード感を持って全ての取引先事業者から影響や必要な支援をお聞きし、地域金融機関の原点ともいえる活動に全力で取り組むことで、一定の成果を得られた経営成績であったと顧みております。また、こうした活動を通して、若手行員を中心に、地域金融機関の役割に改めて誇りを感じる事ができたのは、将来に亘って当行の大きな財産になると評価しております。

足もとの最重要課題として、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けているお取引先をしっかりとサポートし、そのうえで、本業の収益力を高め、より強い銀行を築き上げてまいりたいと考えております。

イ．経営成績等に重要な影響を与える要因

当行グループは、本店が所在する新潟県を主たる営業基盤としており、これらの地域で中小企業を中心とした事業者向け貸出、個人向け貸出の推進などを行っております。このため、新潟県経済が低迷した場合には取引先の業況悪化などを通じ貸出資産の劣化と資金収益力の低下要因となります。

与信関係費用につきましては、取引先の経営改善や事業再生に積極的に取り組んでいることに加え、厳格な自己査定を実施し、実態に即し償却・引当処理を適正に実施しております。今後につきましても、債務者の経営実態及び信用力変化の把握により、適切に与信管理を行ってまいります。

このほか、当行グループを取り巻く経営環境は、競争が厳しく、利鞘の縮小が収益性の悪化を招く要因となります。また、経済・市場環境が変化するなかで、株式などの保有有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当行グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び借入金増加などにより1,434億39百万円の流入（前年同期は6億47百万円の流出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより16億67百万円の流出（前年同期比107億93百万円の流出減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金などにより7億36百万円の流出（前年同期比1億29百万円の流出増加）となりました。

これにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比1,410億36百万円増加し、2,319億1百万円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性については以下のとおりであります。

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に本店ほか支店が立地する地域のお客さまから預入れいただいた預金を貸出金や有価証券で運用しております。

固定資産の取得等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.98
2. 連結における自己資本の額	716
3. リスク・アセットの額	7,978
4. 連結総所要自己資本額	319

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.94
2. 単体における自己資本の額	711
3. リスク・アセットの額	7,956
4. 単体総所要自己資本額	318

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40	32
危険債権	145	149
要管理債権	1	1
正常債権	10,533	10,787

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行グループでは銀行業（当行）において、お客様の利便性向上と、より一層の金融サービスの提供を目的とした店舗の改修及び事務機器の新設・更新などを行い、当連結会計年度の設備投資額は813百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2021年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	本店	新潟県長岡市	銀行業	店舗	3,444.04	1,725	2,749	174	106	4,756	190
	-	神田支店 ほか10店	新潟県長岡市	"	"	(1,736.90) 8,558.47	644	208	43	7	903	62
	-	新潟支店 ほか22店	新潟県新潟市 中央区ほか	"	"	(2,988.60) 16,908.32	2,982	793	119	44	3,940	207
	-	五泉支店 ほか1店	新潟県五泉市	"	"	2,147.07	119	18	7	0	146	17
	-	水原支店 ほか1店	新潟県阿賀野 市	"	"	(430.26) 1,602.56	55	25	10	4	94	19
	-	津川支店	新潟県東蒲原 郡阿賀町	"	"	760.26	20	5	1	-	28	5
	-	新発田支 店ほか1 店	新潟県新発田 市	"	"	(689.31) 1,483.76	147	402	26	5	582	25
	-	中条支店	新潟県胎内市	"	"	476.92	31	7	1	-	40	8
	-	村上支店	新潟県村上	"	"	747.85	58	5	0	-	64	10
	-	三条支店 ほか1店	新潟県三条市	"	"	1,999.14	259	123	9	1	394	28
	-	燕支店ほ か1店	新潟県燕市	"	"	1,575.88	151	29	7	3	191	23
	-	見附支店	新潟県見附市	"	"	1,030.83	122	91	4	3	222	12
	-	加茂支店	新潟県加茂市	"	"	520.12	80	11	3	-	96	7
	-	十日町支 店ほか1 店	新潟県十日町 市	"	"	1,569.43	87	23	3	2	116	20
	-	六日町支 店	新潟県南魚沼 市	"	"	786.45	60	14	1	5	81	11
	-	小出支店	新潟県魚沼市	"	"	406.41	41	18	1	5	67	12
	-	小千谷支 店	新潟県小千谷 市	"	"	481.09	78	75	5	6	166	12
	-	柏崎支店 ほか1店	新潟県柏崎市	"	"	2,215.49	202	144	6	-	353	18
	-	高田支店 ほか1店	新潟県上越市	"	"	(309.27) 1,674.10	209	271	8	3	492	25
	-	糸魚川支 店	新潟県糸魚川 市	"	"	477.03	5	0	0	-	5	7
-	両津支店 ほか1店	新潟県佐渡市	"	"	(153.19) 1,094.71	117	17	1	0	138	14	
-	前橋支店	群馬県前橋市	"	"	1,178.92	227	16	1	2	247	12	

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	川口支店	埼玉県川口市	銀行業	店舗	1,246.06	586	165	2	-	754	21
	-	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区	"	"	1,204.08	672	8	2	2	685	16
	-	上尾支店	埼玉県上尾市	"	"	538.84	165	12	1	0	179	9
	-	桶川支店	埼玉県桶川市	"	"	595.00	49	0	0	-	49	12
	-	鴻巣支店	埼玉県鴻巣市	"	"	577.11	90	32	1	5	129	12
	-	東京支店	東京都豊島区	"	"	-	-	1	0	-	1	16
	-	横浜支店	神奈川県横浜市中区	"	"	-	-	10	4	-	15	13
	-	小計		-	-	(6,307.53) 55,299.94	8,995	5,285	454	211	14,947	843
	-	社宅・寮	新潟県長岡市ほか	銀行業	社宅・寮	5,652.96	910	178	1	-	1,090	-
	-	その他の施設	新潟県長岡市ほか	"	厚生施設、書庫	27,048.44	502	7	0	-	510	-
	小計		-	-	32,701.40	1,413	186	1	-	1,601	-	
	合計		-	-	(6,307.53) 88,001.34	10,409	5,471	455	211	16,548	843	

(注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め39百万円であります。

3. 動産は、事務機械125百万円、その他330百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、売却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

該当ありません。

(2) 売却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,671,400	9,671,400	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	9,671,400	9,671,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2013年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2013年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役 10
新株予約権の数(個)	811(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,110(注)1.3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2013年7月13日 至 2043年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,260 資本組入額 1,130(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

2014年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2014年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2014年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）	1,056（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,560（注）1．3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2014年7月15日 至 2044年7月14日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,100 資本組入額 1,050（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

2015年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2015年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）	1,162（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 11,620（注）1．3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2015年7月14日 至 2045年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,210 資本組入額 1,105（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

2016年6月23日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2016年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）	1,421（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 14,210（注）1．3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2016年7月12日 至 2046年7月11日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,640 資本組入額 820（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

2017年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2017年6月22日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）	1,250（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,500（注）1．3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2017年7月11日 至 2047年7月10日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,270 資本組入額 1,135（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

2018年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2018年6月22日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）	1,434（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 14,340（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2018年7月10日 至 2048年7月9日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,024 資本組入額 1,012
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

2019年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2019年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）	2,863（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 28,630（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2019年7月13日 至 2049年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,823 資本組入額 912
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

2020年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2020年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(監査等委員である取締役除く) 6
新株予約権の数(個)	3,169(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,690(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自2020年7月14日至2050年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,264 資本組入額 632
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

(1)各新株予約権の一部行使は認めない。

(2)新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(3)当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。

新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。

新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

(4)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(5)その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

2021年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2021年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(監査等委員である取締役除く) 6
新株予約権の数(個)	3,242
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,420 [募集事項] 4 に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項] 6 に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 7 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] 11 に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 新株予約権の名称

株式会社大光銀行第9回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役(監査等委員である取締役除く) 6名

3. 新株予約権の総数

3,242個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。

なお、割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年7月13日から2051年7月12日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 各新株予約権の一部行使は認めない。
 - (2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
 - (3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。
新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。
新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。
新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。
新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
 - (5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
10. 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記7の定めまたは当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合、当行は、当行取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が資本下位会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行取締役会）において承認された場合、当行は、当行取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。
12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
13. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

14. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、1株当たりのオプション価格（以下「オプション価格」という。）に前記4に定める付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とし、オプション価格は、次の算式（ブラック・ショールズモデル）により計算される金額とする。

$$\text{オプション価格 } (C) = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、以下のとおりとする。

C	:	オプション価格
S	:	株価 割当日の前営業日（2021年7月9日）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
X	:	行使価額（1円）
t	:	予想残存期間（3.0年）
	:	ボラティリティ 2018年7月13日から2021年7月9日までの過去3.0年相当分の週次株価から算出する。
r	:	無リスクの利率 残存年数が予想残存期間（ t ）に近似する国債の利率
	:	配当利回り 直近事業年度の配当実績に基づき算出する。
$N(d^i)$:	標準正規分布の累積分布関数

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

15. 新株予約権の払込金額の払込みの方法

当行は新株予約権の割当対象者に対して、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額と同額の報酬を支給することとし、新株予約権の割当対象者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

16. 新株予約権を割り当てる日

2021年7月12日（月）

17. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2021年7月12日（月）

18. 新株予約権の行使請求受付場所

当行人事部秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）

19. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

当行本店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年1月20日 (注)1	3,300	96,714	-	10,000	-	8,208
2017年10月1日 (注)2	87,042	9,671	-	10,000	-	8,208

(注)1. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

2. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式総数は87,042,600株減少し、9,671,400株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	36	23	755	47	-	2,254	3,115	-
所有株式数 (単元)	-	36,915	1,490	30,088	4,294	-	23,646	96,433	28,100
所有株式数の 割合(%)	-	38.28	1.54	31.20	4.45	-	24.52	100	-

(注) 自己株式265,105株は、「個人その他」に2,651単元、「単元未満株式の状況」に5株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	564	5.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	462	4.91
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	291	3.09
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	180 MAIDEN LANE, NEW YORK, NEW YORK 10038 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	226	2.40
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1	224	2.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	206	2.19
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	182	1.93
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	148	1.57
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	142	1.51
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	142	1.51
計		2,590	27.54

- (注) 1. 上記の他、株式会社大光銀行名義の自己株式265千株(発行済株式総数に対する所有株式の割合2.74%)があります。
2. 2020年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社が合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行としております。
3. 2021年1月1日付で、株式会社第四銀行、株式会社北越銀行が合併し、商号を株式会社第四北越銀行としております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 265,100	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,378,200	93,782	同上
単元未満株式	普通株式 28,100	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	9,671,400	-	-
総株主の議決権	-	93,782	-

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	265,100	-	265,100	2.74
計		265,100	-	265,100	2.74

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年11月13日)での決議状況 (取得期間 2020年11月16日~2020年11月16日)	100,000	135,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	100,000	135,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	218	287,230
当期間における取得自己株式	15	22,260

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	46	116,679	-	-
保有自己株式数	265,105	-	265,120	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行の公共的使命を念頭において、経営基盤強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、将来にわたって株主各位に報いていくために安定的な配当を継続していくことを基本としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、年間1株当たり50円00銭の配当（うち中間配当25円00銭）を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は30.54%となりました。

内部留保資金につきましては、厳しい収益環境のなかではありますが、経営環境の変化に対応すべく収益力、経営基盤強化に有効投資してまいりたいと考えております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額
2020年11月13日 取締役会決議	237	25円00銭
2021年6月25日 定時株主総会決議	235	25円00銭

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つと位置付け、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能及び独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を配し強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しております。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（有価証券報告書提出日現在）は次のとおりです。

イ．取締役会

取締役会は、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄、常務取締役俵木稔、常務取締役川合昌一、取締役鈴木裕之、取締役西山克義、監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子の計11名で構成され、代表取締役頭取が議長を務めております。取締役会は、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議及び当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしております。

ロ．常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄、常務取締役俵木稔、常務取締役川合昌一、取締役鈴木裕之及び監査等委員である取締役山口知康により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めております。常務会は原則、毎週開催されております。

ハ．指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高めることを目的に設置しており、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子の計6名で構成され、代表取締役頭取が委員長を務めております。

ニ．経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

各委員会の議事結果につきましては、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しております。

(イ) 信用リスク管理委員会

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員である常務取締役俵木稔が委員長を務めております。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

(ロ) コンプライアンス委員会

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取石田幸雄が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

(八) ALM委員会

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取石田幸雄が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

(二) システム投資委員会

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取石田幸雄が委員長を務め、事務局は総合企画部及び事務・システム統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

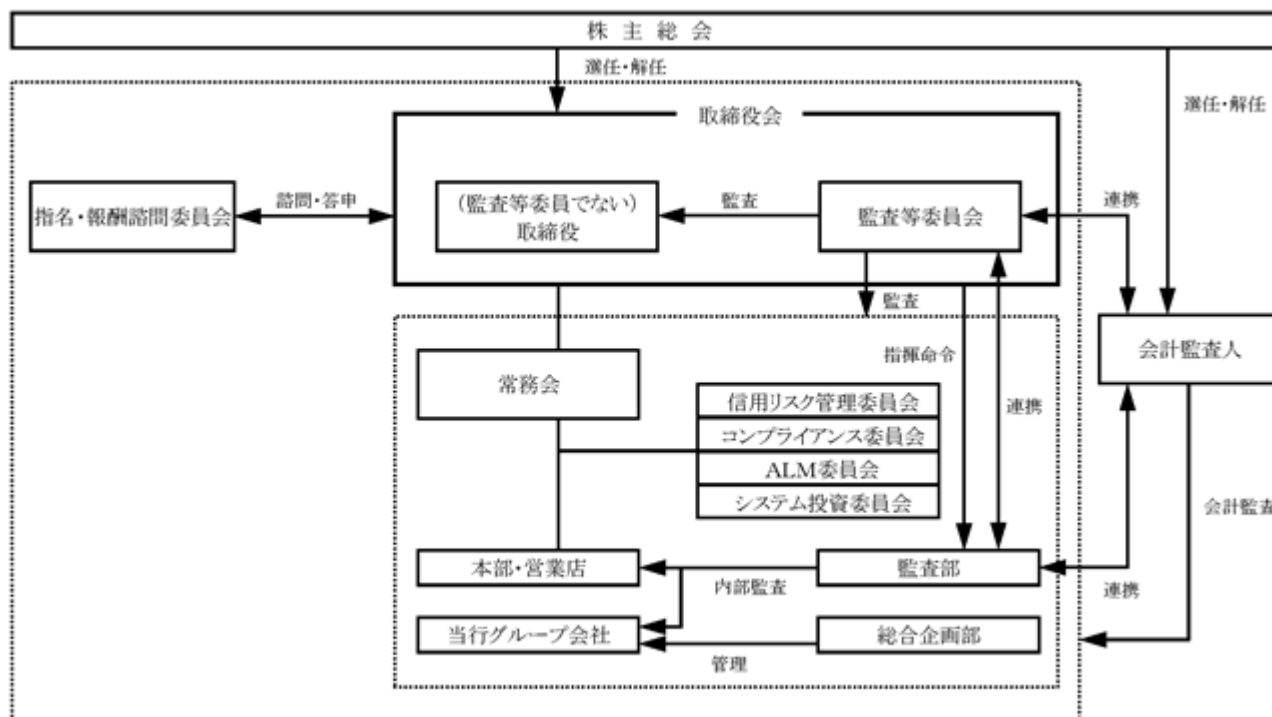
ホ．監査等委員会

監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員である取締役山口知康が常務会及び各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行及び業務全般について監査を行うこととしております。

ヘ．会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めており、本方針に基づき内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制につきましては、法令等の遵守、各種リスクの状況把握と適切な対応が経営の健全性維持と収益力強化のための最重要課題であると位置づけております。

コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の適切性・有効性については、被監査部門から独立した頭取直轄の監査部が各部署に対し内部監査を実施し、その検証を通じて経営管理の改善に努めております。

監査等委員会は、業務の執行状況について諸法令や行内規程との適合性に関する監査を実施することとしております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

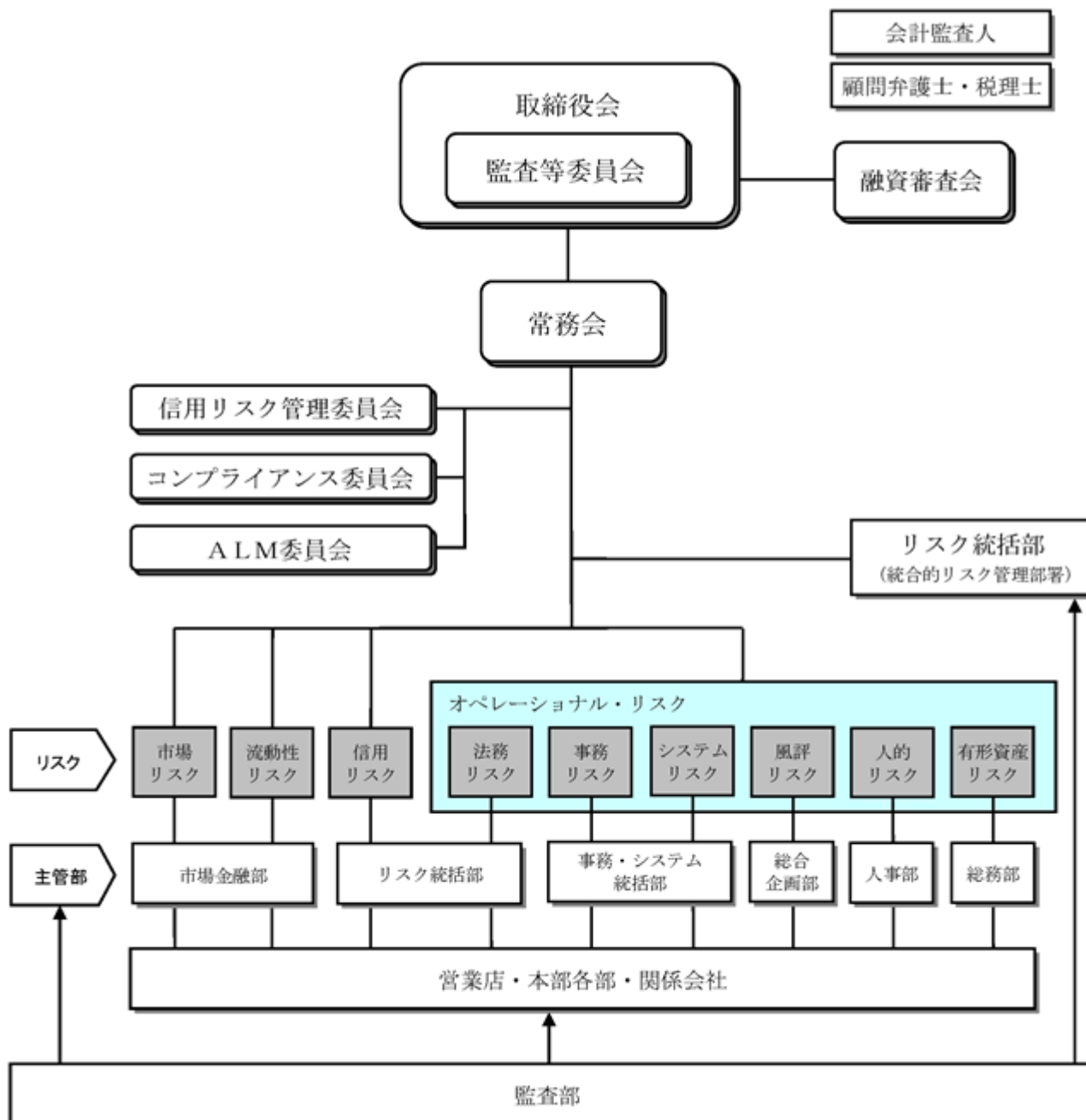
リスク管理体制の組織面につきましては、信用リスク、市場リスク等各リスクの主管部を明確にするとともに、リスク管理態勢の統制を図り、リスクを総合的に掌握する管理部署をリスク統括部と定めております。

運営面につきましては、リスク毎の管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、リスク統括部において年度毎の管理方針であるリスク管理プログラムを策定し、中間時点及び年度末にその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めております。また、それらのリスクを横断的に管理するため、経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）において必要な協議を行っているほか、内部監査部門である監査部が各部署のリスク管理の適切性を監査しております。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査し融資の可否を決定する機関として融資審査会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、融資審査会は、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄、常務取締役依木稔、常務取締役川合昌一、取締役鈴木裕之及び監査等委員である取締役山口知康により構成されております。

当行では、業務の適法性を確保するとともに、リスクの未然防止の観点から、取締役会・常務会付議事項、新業務・新商品、契約書等のリーガルチェックを行っております。また、法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士及び顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けております。

個人情報保護への対応としましては、「個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」「個人情報保護規程」等を策定し、顧客情報の漏洩の未然防止及び教育・研修を通じて役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めております。

〔リスク管理体制図〕



八． 子会社・関連会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行の子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項として「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社から必要な事項について協議または報告を受けるなど、適切な管理を行っております。また、当行の内部監査部門である監査部が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査しております。

二． 責任限定契約の内容と概要

当行は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ． 取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

へ．取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ト．取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ)自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

(ロ)中間配当

会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

チ．株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名(役員のうち女性の比率 9.09%)

2021年6月25日現在

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	古出 哲彦	1947年1月18日生	1970年4月 大蔵省入省 1994年7月 国税庁長官官房総務課長 1995年5月 福岡国税局長 1997年7月 総務庁人事局次長 1999年7月 水資源開発公団理事 2002年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役 2005年6月 同 行 専務取締役 2009年5月 株式会社大光銀行顧問 2009年6月 取締役副頭取 2009年10月 取締役頭取 2019年6月 取締役会長(現職)	2021年 6月から 1年	10,200
取締役頭取 (代表取締役)	石田 幸雄	1954年1月2日生	1976年4月 株式会社大光相互銀行入行 2003年8月 業務監査部業務監査室長 2005年6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長 2006年6月 総合企画部副部長 2008年7月 大宮支店長 2009年6月 総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2017年6月 専務取締役関東地区本部長 2019年6月 取締役頭取(現職)	2021年 6月から 1年	7,000
常務取締役	俵木 稔	1958年11月29日生	2001年5月 株式会社大光銀行入行 2009年6月 市場国際部副部長 2013年10月 市場金融部長 2017年6月 取締役市場金融部長 2019年6月 常務取締役市場金融部長 2020年6月 常務取締役(現職)	2021年 6月から 1年	1,000
常務取締役 営業本部長	川合 昌一	1961年8月31日生	1993年3月 株式会社大光銀行入行 2011年6月 桶川支店長 2013年2月 審査部副部長 2014年6月 審査部長 2017年6月 執行役員審査部長 2019年6月 取締役関東地区本部長 2021年6月 常務取締役営業本部長(現職)	2021年 6月から 1年	600
取締役 人事部長 兼コスト削減特命チーム部長	鈴木 裕之	1962年3月2日生	1984年4月 株式会社大光相互銀行入行 2008年7月 営業統括部営業企画グループマネージャー 2011年6月 営業統括部副部長 2013年6月 総合企画部長 2016年6月 新発田支店長 2018年6月 執行役員監査部長 2020年6月 執行役員人事部長 2021年1月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命チーム部長 2021年6月 取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長(現職)	2021年 6月から 1年	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 長岡地区本部長 兼本店営業部長 兼神田支店長 兼千手支店長	西山 克義	1963年 5月26日生	1987年 4月 株式会社大光相互銀行入行 2009年 6月 鴻巣支店長 2011年 2月 大形支店長 2013年 6月 柏崎支店長 2015年 6月 川口支店長 2017年 6月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2019年 6月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長 2021年 6月 取締役長岡地区本部長兼本店営業部長(現職)	2021年 6月から 1年	-
取締役 (監査等委員)	山口 知康	1961年 7月28日生	1985年 4月 株式会社大光相互銀行入行 2007年 2月 人事部秘書室長 2010年 6月 河渡支店長 2012年 6月 見附支店長 2013年 6月 金融サービス部長 2015年 3月 地域産業支援部長 2016年 6月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2017年 6月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長 2018年 6月 執行役員人事部長 2020年 6月 執行役員監査部長 2021年 6月 取締役(監査等委員)(現職)	2021年 6月から 2年	-
取締役 (監査等委員)	細貝 巖	1958年 7月 4日生	1992年 4月 第二東京弁護士会登録 1997年 6月 新潟県弁護士会登録 1999年 3月 細貝法律事務所所長(現職) 2004年 6月 株式会社原信監査役 2010年 6月 原信ナルスホールディングス株式会社 (現・アクシアルリテイリング株式会社) 監査役 2014年 6月 株式会社大光銀行取締役 2014年 6月 アクシアルリテイリング株式会社 取締役(現職) 2017年 6月 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職)	2021年 6月から 2年	1,200
取締役 (監査等委員)	渡辺 隆	1951年 3月15日生	1976年 4月 株式会社新潟日報社入社 (編集局) 2002年 4月 同社東京支社報道部長 2005年 4月 同社編集局報道部長 2006年 4月 同社編集局次長 2007年 3月 同社論説副委員長 2008年 4月 同社論説委員長 2010年 3月 同社取締役編集局長 2012年 4月 同社取締役執行役員編集制作統括 本部長兼編集局長 2014年 3月 同社常務取締役 営業統括広告事業・デジタル事業担当 2016年 3月 同社常務取締役退任 2016年 6月 株式会社大光銀行監査役 2017年 6月 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職)	2021年 6月から 2年	800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	坂井 啓二	1948年5月28日生	1977年3月 公認会計士登録 1981年3月 税理士登録 1985年3月 坂井会計事務所所長(現職) 1994年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)代表社員 2007年6月 日本公認会計士協会東京会新潟県会会長 2012年9月 一正蒲鉾株式会社監査役 2014年7月 さくらの街信用組合(現・はばたき信用組合)員外監事 2015年9月 一正蒲鉾株式会社取締役(監査等委員)(現職) 2019年6月 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職) 2019年12月 はばたき信用組合員外監事	2021年 6月から 2年	400
取締役 (監査等委員)	中村 稚枝子	1954年8月28日生	1977年4月 新潟県庁入庁 1994年4月 県総務部知事室広報広聴課広報係長 1996年4月 県福祉保健部児童家庭課保育係長 1999年4月 県環境生活部生活企画課副参事(予算係長) 2001年4月 県環境生活部文化振興課長補佐 2003年4月 県総合政策部調整課企画主幹・調整課長補佐 2005年4月 県県民生活・環境部文化振興課長 2007年4月 県知事政策局秘書課長 2008年11月 県総務管理部副部長 2009年4月 県総務管理部副部長兼自治研修所長 2010年4月 県県民生活・環境部長 2015年3月 新潟県庁退職 2017年2月 新潟県労働委員会委員(公益委員) 2017年6月 公益財団法人新潟県国際交流協会監事(現職) 2019年11月 新潟県公務災害補償等審査会委員(現職) 2021年6月 株式会社大光銀行取締役(監査等委員)(現職)	2021年 6月から 2年	-
計					21,200

- (注) 1. 取締役のうち細貝巖、渡辺隆、坂井啓二及び中村稚枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役細貝巖、渡辺隆、坂井啓二及び中村稚枝子は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等は、以下のとおりであります。
- (1) 執行役員制度の目的
取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るとともに、多様な人材の登用により組織の活性化を図るため
- (2) 執行役員の構成
2021年6月25日現在の執行役員は次のとおりであります。
- 相場 実(総合企画部長)
高橋 義彦(新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長)

社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

ロ． 社外取締役との関係

社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子は、当行との間において通常の銀行取引があるほか、当行株式を保有しており、その所有株式数は「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。

また、細貝巖が社外取締役を務めるアクシアルリテイリング株式会社及び渡辺隆の出身会社である株式会社新潟日報社と当行との間において通常の営業取引及び資本取引があります。

いずれの取引も取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

ハ． 選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能及び役割

細貝巖につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

渡辺隆につきましては、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

坂井啓二につきましては、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

中村稚枝子につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しております。

〔社外取締役の独立性判断基準〕

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- 1． 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- 2． 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- 3． 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
- 4． 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
- 5． 当行の主要株主またはその業務執行者
- 6． 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
ア． 上記1～5に該当する者
イ． 当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、常務会や経営委員会での協議内容、内部監査部門による内部監査の状況などについて説明を行うこととしているほか、監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社外取締役との的確な情報共有を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況などについて意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要及び監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めると、連携を図ることとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした確かな情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

イ. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は常勤監査等委員1名と社外監査等委員(社外取締役)4名の計5名から構成されております。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任のスタッフ2名を配置しております。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、業務分担を決定しています。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしております。

なお、社外監査等委員坂井啓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ロ. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

(イ) 監査等委員会の開催頻度・監査等委員の出席状況

監査等委員会は原則毎月1回開催することとしており、当事業年度は13回開催いたしました。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

(監査等委員会への出席状況)

氏名	役職名	任期	開催回数	出席回数
藤沢 稔	監査等委員(常勤)	2019年6月から2年	13回	13回(100%)
細貝 巖	監査等委員(社外)	2019年6月から2年	13回	13回(100%)
鈴木 裕子	監査等委員(社外)	2019年6月から2年	13回	13回(100%)
渡辺 隆	監査等委員(社外)	2019年6月から2年	13回	13回(100%)
坂井 啓二	監査等委員(社外)	2019年6月から2年	13回	13回(100%)

(ロ) 監査等委員会の検討事項

・内部統制システム

内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

・重点監査項目等

中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確認しました。

・会計監査人に関する評価

会計監査人から監査計画・監査方法の説明、四半期レビューの報告及び監査結果の報告を受け適切性、相当性の評価を行いました。

(ハ) 常勤及び社外監査等委員の活動状況

・取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議(社外監査等委員は取締役会のみ)に出席し議事の内容を把握し、必要な発言を行っています。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバックグラウンドを活かす形で意見を述べました。

・常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を実施しております。

・常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っています。

・監査等委員全員が、内部監査部門長(年2回)及び内部統制部門長(年1回)との意見交換を行っています。

・常勤監査等委員は、営業店20カ店に対して往査を実施しています。内、4カ店に対しては、常勤監査等委員と各社外監査等委員1名が同行し運営状況を確認しています。

内部監査の状況

イ．内部監査につきましては、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部（2021年3月末現在10名）が実施しております。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針及び基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。

ロ．監査等委員会は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行うこととしております。また、監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。

ハ．監査部は、内部統制部門（総合企画部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。

会計監査人は、監査等委員会に対し四半期ごとに会計監査に関する報告をすることとしており、総合企画部は報告に基づき本部各部に対し必要に応じて体制整備または改善を指示することとしております。また、総合企画部は、体制整備及び改善の状況について、監査等委員会及び会計監査人に報告することとしております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査期間

44年

（注）上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

ハ．業務を執行した公認会計士

松崎 雅則氏

石尾 雅樹氏

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、公認会計士試験合格者等2名、その他8名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しないと判断し、会計監査人を再任いたしました。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性はじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	45	-	46	-
連結子会社	-	-	-	-
計	45	-	46	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	2	-	2
連結子会社	-	-	-	-
計	-	2	-	2

（監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）の提出会社に対する非監査業務の内容）

前連結会計年度・・・FATCA関連及び税務等に関する助言・指導業務であります。

当連結会計年度・・・FATCA関連及び税務等に関する助言・指導業務であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、監査及び四半期レビュー予定時間数並びに監査及び四半期レビュー往査場所、時期及び日程等を勘案し適切に決定しております。なお、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定する旨を定款でも定めております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性及び合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て取締役会決議により決定しております。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て、取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- (イ) 取締役の報酬は、(a) 役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、(b) 単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び(c) 中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成しております。
- (ロ) 取締役の確定金額報酬の額及び各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定しております。
- (ハ) 業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定しております。
- (ニ) 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額としております。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定しております。
- (ホ) 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的风险を反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定しております。
- (ヘ) 取締役の報酬及び各人の額については、取締役会の決定により、代表取締役頭取石田幸雄へ再一任しております。当該再一任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行状況の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を得ております。
- (ト) 監査等委員である取締役の報酬等の額及び各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
監査等委員である取締役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしております。

ロ．2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議の内容

- (イ) 確定金額報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査等委員である取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額4百万円以内としております。
- (ロ) 業績連動型報酬
業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、当行単体の当期純利益を基準とした最大40百万円の報酬枠としております。
なお、当期純利益は成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、業績連動型報酬に係る指標として採用しております。
- (ハ) 株式報酬型ストックオプション報酬
中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション報酬として新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

業績連動型報酬の報酬枠は下表のとおりであります。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

なお、2018年4月より推進している3年間の第11次中期経営計画「Change ～もっと、変わる。～」において、当事業年度における当期純利益の目標は20億円以上としており、実績は15億50百万円であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		確定金額報酬 (固定報酬)	業績連動型 報酬	ストック オプション報酬	
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）	158	115	-	43	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	13	13	-	-	1
社外役員	12	12	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は6百万円、員数は2名であり、その内容は本部部長職に係る給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式にかかる配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」に区分し、このほかの要因によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(イ) 保有方針

当行は、取引先及び当行グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保有する方針としております。

保有の合理性の検証により保有の妥当性が認められない投資株式については、投資先企業と十分な対話を行ったうえで、市場への影響など経済合理性を考慮しながら、縮減を行う方針としております。

(ロ) 保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有の適否については、毎年、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクと資本コストとの適合性などを精査したうえで、取締役会で検証しております。

2020年度は、2020年10月開催の取締役会において、同年9月末現在で保有する投資株式（上場株式に限る。処分方針としている3銘柄を除く）の保有の適否を検証しており、投資株式の保有に妥当性が認められるとして、継続保有方針とすることを決議しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	29	7,563
非上場株式	46	521

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	1	7

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
全国保証株式会社	377,200	377,200	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	1,916	1,280		
日本精機株式会社	1,012,453	1,012,453	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	1,298	1,169		
アクシアルリテイリング株式会社	150,543	150,543	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	724	599		
株式会社東京海上ホールディングス	126,546	126,546	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	666	626		
株式会社第四北越フィナンシャルグループ	186,570	186,570	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤を同じくする地方銀行グループであり、地方創生の推進等における協調体制の構築の観点から、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	486	440		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社福田組	80,797	80,797	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	427	341		
株式会社植木組	74,726	74,726	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	232	190		
株式会社ブルボン	100,000	100,000	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	220	172		
株式会社あおぞら銀行	71,000	71,000	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、業界動向等の情報提供を受けており、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	179	146		
株式会社富山銀行	54,600	54,600	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	174	101		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社トマト銀行	131,200	131,200	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	149	137		
株式会社新潟放送	90,000	90,000	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	114	103		
株式会社東和銀行	139,554	139,554	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	96	87		
株式会社三十三フィナンシャルグループ	65,310	65,310	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。	無
	90	97		
株式会社長野銀行	63,800	63,800	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	88	71		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
岩塚製菓株式会社	20,000	20,000	<p>(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。</p>	有
	86	64		
株式会社じもとホールディングス	104,420	1,044,200	<p>(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行グループとして営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。</p>	無
	83	95		
株式会社大東銀行	115,100	115,100	<p>(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。</p>	有
	80	65		
東北電力株式会社	75,447	75,447	<p>(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。</p>	無
	78	78		
北陸瓦斯株式会社	20,000	20,000	<p>(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。</p>	無
	63	62		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社栃木銀行	300,000	300,000	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	57	46		
株式会社名古屋銀行	16,500	16,500	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	51	43		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	27,160	271,600	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。	無
	43	33		
北越メタル株式会社	28,600	28,600	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	35	28		
株式会社リンコー・コーポレーション	14,500	14,500	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	34	33		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社キタック	90,500	90,500	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	30	21		
第一生命保険ホールディングス株式会社	14,600	14,600	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	27	18		
株式会社南日本銀行	26,300	26,300	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。	無
	19	22		
株式会社ジャックス	2,000	2,000	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2020年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	4	3		

- (注) 1. 株式会社じもとホールディングスにつきましては、2020年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合が行われております。
2. 株式会社みずほフィナンシャルグループにつきましては、2020年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合が行われております。

(みなし保有株式)
該当ありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	-	-	-	-
非上場株式	1	68	1	68

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	-	-

(注)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当ありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当ありません。

資本政策の基本的な方針

当行は資本政策の基本的な方針を次のとおり定めております。

1. 資本効率を意識した成長投資によって高い収益性と成長性を実現することで、持続的な株主価値の向上を図る。
2. 自己資本比率は、中期経営計画等に定める目標値を目指すとともに、ア.成長投資、イ.株主還元、ウ.金融規制や経済のダウンサイドリスクへの備え、の適切なバランスを心掛ける。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7 90,865	7 231,901
金銭の信託	7,979	7,920
有価証券	1, 7, 12 346,656	1, 7, 12 360,664
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,059,802	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,081,334
外国為替	2,138	2,174
その他資産	7 13,201	7 8,324
有形固定資産	10, 11 16,609	10, 11 16,550
建物	5,380	5,471
土地	9 10,491	9 10,400
リース資産	277	211
建設仮勘定	22	-
その他の有形固定資産	438	465
無形固定資産	610	479
ソフトウェア	543	414
ソフトウェア仮勘定	3	1
その他の無形固定資産	64	63
退職給付に係る資産	1,098	2,371
繰延税金資産	2,525	57
支払承諾見返	2,070	2,101
貸倒引当金	4,699	4,680
資産の部合計	1,538,859	1,709,198
負債の部		
預金	1,322,568	1,425,160
譲渡性預金	40,443	2,793
コールマネー及び売渡手形	652	941
債券貸借取引受入担保金	7 36,646	7 65,675
借入金	50,200	7 116,400
外国為替	-	0
その他負債	9,923	13,214
賞与引当金	645	640
退職給付に係る負債	353	76
睡眠預金払戻損失引当金	445	415
偶発損失引当金	96	90
利息返還損失引当金	5	-
繰延税金負債	-	343
再評価に係る繰延税金負債	9 1,665	9 1,664
支払承諾	2,070	2,101
負債の部合計	1,465,718	1,629,518

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	52,638	53,414
自己株式	418	553
株主資本合計	70,428	71,069
その他有価証券評価差額金	403	5,123
土地再評価差額金	9,2413	9,2733
退職給付に係る調整累計額	712	78
その他の包括利益累計額合計	2,104	7,935
新株予約権	185	228
非支配株主持分	422	446
純資産の部合計	73,141	79,679
負債及び純資産の部合計	1,538,859	1,709,198

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	22,950	22,117
資金運用収益	15,488	14,810
貸出金利息	11,179	11,205
有価証券利息配当金	4,215	3,521
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	19	36
その他の受入利息	74	46
役務取引等収益	2,556	2,675
その他業務収益	2,011	1,792
その他経常収益	2,894	2,839
償却債権取立益	198	370
その他の経常収益	¹ 2,695	¹ 2,469
経常費用	20,314	19,541
資金調達費用	461	328
預金利息	430	314
譲渡性預金利息	6	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	18	5
債券貸借取引支払利息	5	4
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,859	1,875
その他業務費用	2,416	1,558
営業経費	² 13,066	² 12,840
その他経常費用	2,509	2,938
貸倒引当金繰入額	462	399
その他の経常費用	³ 2,046	³ 2,539
経常利益	2,635	2,576
特別利益	9	-
固定資産処分益	9	-
特別損失	334	207
固定資産処分損	76	66
減損損失	⁴ 257	⁴ 141
税金等調整前当期純利益	2,310	2,368
法人税、住民税及び事業税	1,141	348
法人税等調整額	3	423
法人税等合計	1,144	772
当期純利益	1,165	1,596
非支配株主に帰属する当期純利益	18	24
親会社株主に帰属する当期純利益	1,147	1,571

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,165	1,596
その他の包括利益	1 9,109	1 5,511
その他有価証券評価差額金	8,583	4,720
退職給付に係る調整額	526	791
包括利益	7,943	7,107
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,962	7,082
非支配株主に係る包括利益	18	24

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	51,939	467	69,680
当期変動額					
剰余金の配当			474		474
親会社株主に帰属する当期純利益			1,147		1,147
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		9		49	39
自己株式処分差損の振替		9	9		-
土地再評価差額金の取崩			35		35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	698	48	747
当期末残高	10,000	8,208	52,638	418	70,428

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	8,986	2,449	186	11,249	176	405	81,511
当期変動額							
剰余金の配当							474
親会社株主に帰属する当期純利益							1,147
自己株式の取得							0
自己株式の処分							39
自己株式処分差損の振替							-
土地再評価差額金の取崩							35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,583	35	526	9,145	9	17	9,118
当期変動額合計	8,583	35	526	9,145	9	17	8,370
当期末残高	403	2,413	712	2,104	185	422	73,141

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	52,638	418	70,428
当期変動額					
剰余金の配当			475		475
親会社株主に帰属する当期純利益			1,571		1,571
自己株式の取得				135	135
自己株式の処分		0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	0		-
土地再評価差額金の取崩			319		319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	776	135	641
当期末残高	10,000	8,208	53,414	553	71,069

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	403	2,413	712	2,104	185	422	73,141
当期変動額							
剰余金の配当							475
親会社株主に帰属する当期純利益							1,571
自己株式の取得							135
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							-
土地再評価差額金の取崩							319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,720	319	791	5,830	43	23	5,897
当期変動額合計	4,720	319	791	5,830	43	23	6,538
当期末残高	5,123	2,733	78	7,935	228	446	79,679

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,310	2,368
減価償却費	759	754
減損損失	257	141
持分法による投資損益（は益）	8	10
貸倒引当金の増減（）	256	18
賞与引当金の増減額（は減少）	0	4
役員賞与引当金の増減額（は減少）	17	-
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	310	1,272
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	658	860
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	57	30
偶発損失引当金の増減（）	1	6
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	2	5
資金運用収益	15,488	14,810
資金調達費用	461	328
有価証券関係損益（）	1,598	730
為替差損益（は益）	3	3
固定資産処分損益（は益）	67	66
貸出金の純増（）減	9,858	21,532
預金の純増減（）	15,921	102,591
譲渡性預金の純増減（）	25,791	37,649
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	13,800	66,200
コールマネー等の純増減（）	42	288
商品有価証券の純増（）減	0	-
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	2,259	29,028
外国為替（資産）の純増（）減	61	36
外国為替（負債）の純増減（）	7	0
資金運用による収入	15,755	15,005
資金調達による支出	565	356
その他	2,684	3,114
小計	281	144,286
法人税等の支払額	929	847
営業活動によるキャッシュ・フロー	647	143,439
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	168,998	154,217
有価証券の売却による収入	111,505	116,626
有価証券の償還による収入	46,267	36,806
金銭の信託の増加による支出	253	126
有形固定資産の取得による支出	856	665
有形固定資産の売却による収入	23	-
無形固定資産の取得による支出	150	91
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,460	1,667

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	131	124
配当金の支払額	474	475
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	135
自己株式の売却による収入	-	0
ストックオプションの行使による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	607	736
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,715	141,036
現金及び現金同等物の期首残高	104,580	90,865
現金及び現金同等物の期末残高	1 90,865	1 231,901

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 大光リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,815百万円（前連結会計年度末は3,705百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

・貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸倒引当金	4,680百万円
(うち新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の 影響による追加貸倒引当金)	(202百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の「4. 会計方針に関する事項(4)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し(将来の経営再建計画含む)などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による経営状況への影響のうち、足元の業績や財務情報等に未だ反映されていない影響については、債務者区分の決定に反映しておりません。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により重要な影響を受けている特定の業種ポートフォリオのうち正常先と要注意先については、今後予想される業績悪化の状況を見積り貸倒実績率に修正を加えた予想損失率によって、当連結会計年度末において必要な調整として貸倒引当金202百万円を計上しております。

主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

また、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、当連結会計年度中は続くものと想定しておりましたが、国内外における感染の状況等を踏まえ、第3四半期連結会計期間末において、同感染症の影響は2021年4月以降も継続するものと想定を変更しております。当該想定は当連結会計年度末においても重要な変更を行っておりません。当該想定に基づき、当行グループの特定の業種向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(「収益認識に関する会計基準」等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については軽微であります。

(「時価の算定に関する会計基準」等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

前連結会計年度(2020年3月31日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、今後1年程度続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクにある程度影響があるとの仮定を置いております。

しかしながら、同感染症は政府の対策などにより徐々に収束するものと考えられ、与信費用への影響は軽微であると想定されることから、貸倒引当金に追加計上しておりません。

なお、上記仮定の不確実性は高く、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況により経済環境が悪化した場合には、翌年度の連結財務諸表において当該貸倒引当金は増加する可能性があります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による追加貸倒引当金の計上については、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月31日 企業会計基準委員会)が適用されたことに伴い、「(重要な会計上の見積り)貸倒引当金」に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	305百万円	313百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	579百万円	440百万円
延滞債権額	17,790百万円	17,609百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	74百万円	38百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	101百万円	107百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	18,546百万円	18,194百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	6,997百万円	4,850百万円

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	36,551百万円	65,603百万円
貸出金	- 百万円	47,970百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	36,646百万円	65,675百万円
借入金	- 百万円	116,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	73,571百万円	83,273百万円
その他資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
保証金・敷金	170百万円	195百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	155,564百万円	185,278百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	140,960百万円	168,292百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,057百万円	1,966百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	5,528百万円	5,396百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	8,263百万円	8,307百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額	1,151百万円	1,151百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	7,586百万円	11,030百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	2,475百万円	2,304百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	6,994百万円	6,866百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸出金償却	1,356百万円	584百万円
株式等売却損	245百万円	1,630百万円
株式等償却	124百万円	26百万円
金銭の信託運用損	154百万円	186百万円

4. 減損損失

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額257百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗1カ所	土地、建物、その他の固定資産	221
			(うち土地 56)
			(うち建物 158)
	(うちその他の固定資産 5)		
新潟県外	処分予定資産1カ所	建物、その他の固定資産	36
			(うち建物 36)
			(うちその他の固定資産 0)
合計			257

営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額141百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗1カ所	土地、建物、その他の固定資産	30
			(うち土地 18)
			(うち建物 9)
新潟県外	営業用店舗1カ所 処分予定資産2カ所	土地、建物、その他の固定資産	(うちその他の固定資産 2)
			111
			(うち土地 71)
			(うち建物 35)
			(うちその他の固定資産 4)
合計			141

営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,805	7,516
組替調整額	1,511	754
税効果調整前	12,317	6,761
税効果額	3,733	2,041
その他有価証券評価差額金	8,583	4,720
退職給付に係る調整額		
当期発生額	693	1,072
組替調整額	62	64
税効果調整前	755	1,137
税効果額	229	345
退職給付に係る調整額	526	791
その他の包括利益合計	9,109	5,511

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	-	-	9,671	
合計	9,671	-	-	9,671	
自己株式					
普通株式	184	0	19	164	(注)1.2
合計	184	0	19	164	

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少19千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目 的となる株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		-			185	
	合計		-			185	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	237	25.0	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	237	25.0	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	237	利益剰余金	25.0	2020年3月31日	2020年6月25日

当連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	-	-	9,671	
合計	9,671	-	-	9,671	
自己株式					
普通株式	164	100	0	265	(注) 1. 2
合計	164	100	0	265	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加100千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売却による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		-			228	
	合計		-			228	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	237	25.0	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	237	25.0	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	235	利益剰余金	25.0	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	90,865百万円	231,901百万円
現金及び現金同等物	90,865百万円	231,901百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

事務機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	89	108
1年超	328	480
合計	417	589

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っています。これらの事業を行うため市場の状況や長短のバランスを調整して、預金取引を中心とする資金調達、貸出金取引を中心とする資金運用業務を行っています。

また、金利変動を伴う金融資産及び金融負債が業務の中心となるため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金については取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は安全性の高い公共債を中心とした債券と株式及び投資信託受益証券等であり、その他保有目的、売買目的、満期保有目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債は、一定の環境下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、有価証券は市場環境の変化等により、売却できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理方針と信用リスク管理規程に基づき、貸出審査、信用情報管理、信用格付の付与、保証や担保の設定、クレジット・リミットの設定等の与信管理体制を整備して貸出運営しています。また、融資審査会を開催して一定権限以上の案件審査を行っています。さらに、取締役会権限を委任されている融資審査会案件は取締役会への報告を行っています。

市場リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する規程及び要領においてリスク管理方法や手続き等を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。また、市場金融部において、市場金利の動向を把握するなかで金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクの管理を行っています。さらに、市場リスクのモニタリングに基づき、適切かつ統合的な評価を行い、リスクのコントロール及び削減に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行では、金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であり、VaRを算出し定量的分析を行っています。VaRの算出にあたっては、分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間1~3年)を採用しています。2021年3月31日(当期連結決算日)現在で当行の市場リスク量(損失額の推計値)は、28,612百万円(前連結会計年度末は13,453百万円)であります。なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

流動性リスクの管理

ALMを通して適時に銀行全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	90,865	90,865	-
(2) 金銭の信託	7,979	7,979	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,586	7,509	76
その他有価証券	337,675	337,675	-
(4) 貸出金	1,059,802		
貸倒引当金（*1）	4,552		
	1,055,249	1,055,712	462
(5) 外国為替（*1）	2,137	2,137	-
資産計	1,501,493	1,501,879	385
(1) 預金	1,322,568	1,322,706	137
(2) 譲渡性預金	40,443	40,443	-
(3) コールマネー及び売渡手形	652	652	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	36,646	36,646	-
(5) 借入金	50,200	50,257	57
負債計	1,450,511	1,450,706	195
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	-
デリバティブ取引計	(1)	(1)	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	231,901	231,901	-
(2) 金銭の信託	7,920	7,920	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,030	10,815	214
其他有価証券	348,028	348,028	-
(4) 貸出金	1,081,334		
貸倒引当金（*1）	4,550		
	1,076,784	1,076,047	737
(5) 外国為替（*1）	2,173	2,173	-
資産計	1,677,838	1,676,886	951
(1) 預金	1,425,160	1,425,307	146
(2) 譲渡性預金	2,793	2,793	-
(3) コールマネー及び売渡手形	941	941	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	65,675	65,675	-
(5) 借入金	116,400	116,414	14
(6) 外国為替	0	0	-
負債計	1,610,970	1,611,132	161
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、並びに(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、顧客への未払金（未払外国為替）であります。これは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	933	910
その他	460	694
合計	1,394	1,605

（*1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式について26百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	73,912	-	-	-	-	-
有価証券	33,106	84,516	47,867	44,124	64,399	35,173
満期保有目的の債券	582	2,910	3,314	779	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	582	2,910	3,314	779	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	32,524	81,606	44,552	43,344	64,399	35,173
うち国債	13,622	50,253	6,682	4,089	20,234	16,915
地方債	5,473	3,247	11,128	12,239	16,096	1,790
社債	10,445	12,495	16,675	8,849	5,435	3,971
貸出金(*)	74,073	98,251	121,754	78,844	107,063	561,405
合 計	181,092	182,767	169,622	122,968	171,462	596,578

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,409百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	214,160	-	-	-	-	-
有価証券	25,326	67,825	53,385	36,945	98,967	42,827
満期保有目的の債券	1,404	4,133	4,569	922	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	1,404	4,133	4,569	922	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	23,921	63,692	48,815	36,022	98,967	42,827
うち国債	14,090	29,407	6,640	2,019	37,161	3,488
地方債	1,591	6,066	13,244	8,651	16,813	1,489
社債	6,742	12,262	13,909	11,457	15,080	19,282
貸出金(*)	74,245	97,476	112,174	79,392	151,805	548,160
合 計	313,732	165,302	165,559	116,338	250,773	590,987

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,079百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,250,060	64,237	8,270	-	-	-
譲渡性預金	40,443	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	652	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	36,646	-	-	-	-	-
借入金	3,800	32,600	13,800	-	-	-
合計	1,331,603	96,837	22,070	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,341,572	75,822	7,765	-	-	-
譲渡性預金	2,793	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	941	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	65,675	-	-	-	-	-
借入金	78,400	38,000	-	-	-	-
合計	1,489,382	113,822	7,765	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものではありません。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,010	1,014	4
	その他	-	-	-
	小計	1,010	1,014	4
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,576	6,495	81
	その他	-	-	-
	小計	6,576	6,495	81
合計		7,586	7,509	76

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	400	400	0
	その他	-	-	-
	小計	400	400	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	10,630	10,414	215
	その他	-	-	-
	小計	10,630	10,414	215
合計		11,030	10,815	214

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,154	1,566	3,587
	債券	150,268	147,504	2,764
	国債	89,660	87,495	2,165
	地方債	32,453	32,145	307
	社債	28,154	27,862	291
	その他	36,350	33,923	2,427
	小計	191,773	182,995	8,778
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,030	1,207	176
	債券	69,379	69,977	598
	国債	22,137	22,471	334
	地方債	17,522	17,581	58
	社債	29,719	29,924	205
	その他	75,491	83,050	7,558
	小計	145,901	154,235	8,333
合計		337,675	337,230	444

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,883	1,978	4,905
	債券	135,276	133,861	1,415
	国債	59,679	58,796	883
	地方債	32,914	32,651	262
	社債	42,683	42,414	269
	その他	57,064	52,596	4,467
	小計	199,224	188,436	10,788
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	680	795	115
	債券	84,122	84,487	365
	国債	33,126	33,276	149
	地方債	14,943	14,992	48
	社債	36,052	36,219	167
	その他	64,001	67,102	3,100
	小計	148,804	152,385	3,581
合計		348,028	340,822	7,206

3. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

種類	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	-	-	-	50	50	-
合計	-	-	-	50	50	-

(売却の理由)

当連結会計年度は、買入消却によるものであります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	25	-	10
債券	76,931	460	70
国債	76,931	460	70
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	35,008	3,917	235
合計	111,965	4,377	316

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7	0	-
債券	70,644	704	589
国債	70,644	704	589
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	40,577	3,240	1,630
合計	111,229	3,945	2,219

5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,042百万円（うち、株式117百万円、その他の証券924百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	7,979	-

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	7,920	-

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	444
その他有価証券	444
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	41
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	403
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	403

当連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	7,206
その他有価証券	7,206
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	2,083
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,123
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	5,123

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	238	-	1	1
	買建	75	-	0	0
合計		-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	115	-	0	0
合計		-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として、確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度に加え、2017年6月1日より確定拠出年金制度を導入しております。

また、連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

なお、当行は退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,112	14,888
勤務費用	426	423
利息費用	66	65
数理計算上の差異の発生額	38	352
退職給付の支払額	754	690
退職給付債務の期末残高	14,888	15,039

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	15,644	15,633
期待運用収益	312	312
数理計算上の差異の発生額	654	1,424
事業主からの拠出額	910	512
退職給付の支払額	583	551
その他	3	1
年金資産の期末残高	15,633	17,333

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,535	14,962
年金資産	15,633	17,333
	1,098	2,371
非積立型制度の退職給付債務	353	76
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	744	2,294

退職給付に係る負債	353	76
退職給付に係る資産	1,098	2,371
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	744	2,294

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	426	423
利息費用	66	65
期待運用収益	312	312
数理計算上の差異の損益処理額	62	64
その他	3	1
確定給付制度に係る退職給付費用	113	239

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	755	1,137
合計	755	1,137

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,024	112
合計	1,024	112

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債券	48%	48%
株式	20%	23%
現金及び預金	1%	1%
その他	31%	28%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、確定給付企業年金基金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度3%、当連結会計年度3%、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度17%、当連結会計年度17%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	7.0%	7.0%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度21百万円、当連結会計年度22百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業経費	48百万円	43百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・ オプション	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名	当行取締役(社外取締役を除く)10名	当行取締役(社外取締役を除く)10名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式20,930株	普通株式27,260株	普通株式24,400株
付与日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2013年7月13日～ 2043年7月12日	2014年7月15日～ 2044年7月14日	2015年7月14日～ 2045年7月13日

	2016年ストック・ オプション	2017年ストック・ オプション	2018年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)10名	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)7名	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式29,150株	普通株式17,100株	普通株式19,220株
付与日	2016年7月11日	2017年7月10日	2018年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月12日～ 2046年7月11日	2017年7月11日～ 2047年7月10日	2018年7月10日～ 2048年7月9日

	2019年ストック・ オプション	2020年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)6名	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)6名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式28,630株	普通株式31,690株
付与日	2019年7月12日	2020年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月13日～ 2049年7月12日	2020年7月14日～ 2050年7月13日

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、株式の種類別のストック・オプションの数を調整し、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	8,110	10,560	11,620	14,210
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	8,110	10,560	11,620	14,210
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	12,500	14,340	28,630	-
付与	-	-	-	31,690
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	12,500	14,340	28,630	31,690
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

単価情報

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	2,255.20	2,099.60	2,203.00	1,636.60

	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	2,261.30	2,023.10	1,822.01	1,263.25

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、ストック・オプションの数及び単価情報を調整しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2020年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	39.395%
予想残存期間 (注) 2	1.9年
予想配当 (注) 3	50円/株
無リスク利率 (注) 4	0.151%

(注) 1. 予想残存期間に対する期間(2018年8月17日から2020年7月10日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2. 過去10年間に退任した役員の平均在任期間から、現在在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想在任期間とする方法で見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,107百万円	2,130百万円
退職給付に係る負債	1,106	803
有価証券減損	477	204
賞与引当金	196	195
減損損失	8	133
睡眠預金払戻損失引当金	135	126
減価償却費	83	81
株式報酬費用	56	69
繰延消費税	64	56
その他	263	231
繰延税金資産小計	4,500	4,033
評価性引当額	1,490	1,639
繰延税金資産合計	3,009	2,393
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	41	2,083
退職給付に係る資産	416	568
その他	26	27
繰延税金負債合計	483	2,679
繰延税金資産(負債)の純額	2,525百万円	285百万円

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

繰延税金資産	2,525百万円	57百万円
繰延税金負債	-百万円	343百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.3	1.2
住民税均等割等	1.1	1.1
評価性引当額	18.3	2.2
その他	0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.5%	32.6%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	11,379	8,592	2,977	22,950

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	11,587	7,497	3,032	22,117

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	7,629円82銭	8,399円14銭
1株当たり当期純利益	120円74銭	165円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	119円60銭	163円89銭

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	73,141	79,679
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	608	675
(うち新株予約権)		(185)	(228)
(うち非支配株主持分)		(422)	(446)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	72,532	79,004
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	9,506	9,406

(注)2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,147	1,571
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,147	1,571
普通株式の期中平均株式数	千株	9,502	9,469
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	90	117
うち新株予約権	千株	90	117
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	50,200	116,400	-	-
借入金	50,200	116,400	-	2021年4月～ 2023年6月
1年以内に返済予定のリース債務	118	106	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	210	151	-	2022年4月～ 2027年10月

(注) 1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	78,400	24,200	13,800	-	-
リース債務(百万円)	106	75	46	18	7

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	5,386	11,203	16,976	22,117
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	463	1,788	2,211	2,368
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	187	1,271	1,603	1,571
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	19.69	133.71	168.98	165.92

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	19.69	114.01	35.16	3.45

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	90,865	231,901
現金	16,952	17,740
預け金	73,912	214,160
金銭の信託	7,979	7,920
有価証券	1,710,346,379	1,710,360,379
国債	111,798	92,806
地方債	49,976	47,857
社債	65,460	89,765
株式	6,841	8,189
その他の証券	112,302	121,759
貸出金	2,345,810,607	2,345,810,607
割引手形	66,997	64,850
手形貸付	29,366	25,022
証書貸付	908,620	958,236
当座貸越	115,151	93,498
外国為替	2,138	2,174
外国他店預け	498	455
取立外国為替	1,639	1,719
その他資産	11,616	6,747
前払費用	63	91
未収収益	994	1,011
金融派生商品	0	0
その他の資産	710,557	75,643
有形固定資産	916,607	916,548
建物	5,380	5,471
土地	10,491	10,400
リース資産	277	211
建設仮勘定	22	-
その他の有形固定資産	436	464
無形固定資産	607	476
ソフトウェア	541	413
ソフトウェア仮勘定	3	1
その他の無形固定資産	62	62
前払年金費用	1,868	2,297
繰延税金資産	2,165	-
支払承諾見返	2,070	2,101
貸倒引当金	4,560	4,552
資産の部合計	1,537,873	1,707,601

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
預金	1,322,569	1,425,165
当座預金	64,940	63,815
普通預金	501,039	622,793
貯蓄預金	8,160	8,601
通知預金	8,424	9,297
定期預金	718,339	699,670
定期積金	17,973	17,161
その他の預金	3,690	3,824
譲渡性預金	40,443	2,793
コールマネー	652	941
債券貸借取引受入担保金	7 36,646	7 65,675
借入金	50,200	7 116,400
借入金	50,200	116,400
外国為替	-	0
未払外国為替	-	0
その他負債	9,340	12,604
未払法人税等	640	112
未払費用	579	525
前受収益	426	436
従業員預り金	52	53
給付補填備金	1	0
金融派生商品	1	-
リース債務	329	257
資産除去債務	116	118
その他の負債	7,192	11,099
賞与引当金	641	636
退職給付引当金	71	86
睡眠預金払戻損失引当金	445	415
偶発損失引当金	96	90
繰延税金負債	-	294
再評価に係る繰延税金負債	1,665	1,664
支払承諾	2,070	2,101
負債の部合計	1,464,845	1,628,870

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	52,234	52,990
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	50,443	51,198
固定資産圧縮積立金	4	3
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	29,439	30,195
自己株式	418	553
株主資本合計	70,025	70,645
その他有価証券評価差額金	403	5,123
土地再評価差額金	2,413	2,733
評価・換算差額等合計	2,817	7,856
新株予約権	185	228
純資産の部合計	73,028	78,730
負債及び純資産の部合計	1,537,873	1,707,601

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	22,591	21,774
資金運用収益	15,465	14,791
貸出金利息	11,156	11,186
有価証券利息配当金	4,215	3,521
コールローン利息	0	0
預け金利息	19	36
その他の受入利息	73	46
役務取引等収益	2,330	2,471
受入為替手数料	680	661
その他の役務収益	1,649	1,809
その他業務収益	1,914	1,690
外国為替売買益	12	19
国債等債券売却益	1,901	1,640
金融派生商品収益	-	31
その他経常収益	2,881	2,821
償却債権取立益	198	369
株式等売却益	2,475	2,304
その他の経常収益	207	146
経常費用	20,004	19,262
資金調達費用	461	328
預金利息	430	314
譲渡性預金利息	6	2
コールマネー利息	18	5
債券貸借取引支払利息	5	4
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,715	1,741
支払為替手数料	131	127
その他の役務費用	1,584	1,613
その他業務費用	2,416	1,558
商品有価証券売買損	0	1
国債等債券売却損	70	589
国債等債券償還損	1,412	968
国債等債券償却	924	-
金融派生商品費用	8	-
営業経費	12,946	12,716
その他経常費用	2,463	2,917
貸倒引当金繰入額	425	381
貸出金償却	1,353	584
株式等売却損	245	1,630
株式等償却	124	26
金銭の信託運用損	154	186
その他の経常費用	159	107
経常利益	2,587	2,512
特別利益	9	-
固定資産処分益	9	-
特別損失	334	207
固定資産処分損	76	65
減損損失	257	141
税引前当期純利益	2,262	2,304
法人税、住民税及び事業税	1,124	335
法人税等調整額	6	418
法人税等合計	1,131	753
当期純利益	1,131	1,550

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	5	21,000	28,755
当期変動額								
剰余金の配当								474
固定資産圧縮積立金の取崩						0		0
当期純利益								1,131
自己株式の取得								
自己株式の処分			9	9				
自己株式処分差損の振替			9	9				9
土地再評価差額金の取崩								35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	683
当期末残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	4	21,000	29,439

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	51,552	467	69,293	8,986	2,449	11,436	176	80,906
当期変動額								
剰余金の配当	474		474					474
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-					-
当期純利益	1,131		1,131					1,131
自己株式の取得		0	0					0
自己株式の処分		49	39					39
自己株式処分差損の振替	9		-					-
土地再評価差額金の取崩	35		35					35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				8,583	35	8,619	9	8,610
当期変動額合計	682	48	731	8,583	35	8,619	9	7,878
当期末残高	52,234	418	70,025	403	2,413	2,817	185	73,028

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	4	21,000	29,439
当期変動額								
剰余金の配当								475
固定資産圧縮積立金の取崩						0		0
当期純利益								1,550
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
自己株式処分差損の振替			0	0				0
土地再評価差額金の取崩								319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	756
当期末残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	3	21,000	30,195

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	52,234	418	70,025	403	2,413	2,817	185	73,028
当期変動額								
剰余金の配当	475		475					475
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-					-
当期純利益	1,550		1,550					1,550
自己株式の取得		135	135					135
自己株式の処分		0	0					0
自己株式処分差損の振替	0		-					-
土地再評価差額金の取崩	319		319					319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				4,720	319	5,039	43	5,082
当期変動額合計	755	135	620	4,720	319	5,039	43	5,702
当期末残高	52,990	553	70,645	5,123	2,733	7,856	228	78,730

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 綻 先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権)である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,815百万円（前事業年度末は3,705百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（重要な会計上の見積り）

・貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (2021年3月31日)
貸倒引当金	4,552百万円
（うち新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による追加貸倒引当金）	（202百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（重要な会計方針）」の「5. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による経営状況への影響のうち、足元の業績や財務情報等に未だ反映されていない影響については、債務者区分の決定に反映しておりません。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により重要な影響を受けている特定の業種ポートフォリオのうち正常先と要注意先については、今後予想される業績悪化の状況を見積り貸倒実績率に修正を加えた予想損失率によって、当事業年度末において必要な調整として貸倒引当金202百万円を計上しております。

主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、当事業年度中は続くものと想定しておりましたが、国内外における感染の状況等を踏まえ、第3四半期会計期間末において、同感染症の影響は2021年4月以降も継続するものと想定を変更しております。当該想定は当事業年度末においても重要な変更を行っておりません。当該想定に基づき、当行の特定の業種向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（追加情報）

前事業年度（2020年3月31日）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、今後1年程度続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクにある程度影響があるとの仮定を置いております。

しかしながら、同感染症は政府の対策などにより徐々に収束するものと考えられ、与信費用への影響は軽微であると想定されることから、貸倒引当金に追加計上しておりません。

なお、上記仮定の不確実性は高く、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況により経済環境が悪化した場合には、翌年度の財務諸表において当該貸倒引当金は増加する可能性があります。

当事業年度（2021年3月31日）

当事業年度における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による追加貸倒引当金の計上については、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（2020年3月31日 企業会計基準委員会）が適用されたことに伴い、「（重要な会計上の見積り）貸倒引当金」に記載しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	35百万円	35百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	573百万円	434百万円
延滞債権額	17,788百万円	17,607百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	73百万円	36百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	101百万円	107百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	18,536百万円	18,186百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	6,997百万円	4,850百万円

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	36,551百万円	65,603百万円
貸出金	- 百万円	47,970百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	36,646百万円	65,675百万円
借入金	- 百万円	116,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
預け金	5百万円	5百万円
有価証券	73,571百万円	83,273百万円
その他の資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証金・敷金	170百万円	195百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	153,507百万円	183,311百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	140,960百万円	168,292百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	1,151百万円 (- 百万円)	1,151百万円 (- 百万円)

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	7,586百万円	11,030百万円

(損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	6,930百万円	6,801百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26百万円、関連会社株式9百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26百万円、関連会社株式9百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,083百万円	2,109百万円
退職給付引当金	785	805
有価証券減損	477	204
賞与引当金	194	193
減損損失	8	133
睡眠預金払戻損失引当金	135	126
減価償却費	83	81
株式報酬費用	56	69
繰延消費税	64	56
その他	236	207
繰延税金資産小計	4,127	3,987
評価性引当額	1,490	1,639
繰延税金資産合計	2,636	2,348
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	41	2,083
前払年金費用	416	546
その他	12	12
繰延税金負債合計	470	2,642
繰延税金資産(負債)の純額	2,165百万円	294百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.3	1.1
住民税均等割等	1.2	1.1
評価性引当額	18.7	2.2
その他	0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.0%	32.7%

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 却累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引当期末残 高
有形固定資産							
建物	11,815	458	308 [45]	11,965	6,493	296	5,471
土地	10,491 (4,079)	- (318)	90 [90]	10,400 (4,398)	-	-	10,400
リース資産	684	40	63 [1]	660	449	104	211
建設仮勘定	22	250	272	-	-	-	-
その他の有形固定資産	1,852	426	456 [3]	1,822	1,358	131	464
有形固定資産計	24,865 (4,079)	1,176 (318)	1,191 [141]	24,850 (4,398)	8,301	532	16,548
無形固定資産							
ソフトウェア	4,422	91	-	4,513	4,100	219	413
ソフトウェア仮勘定	3	14	15	1	-	-	1
その他の無形固定資産	93	-	1 [0]	92	30	0	62
無形固定資産計	4,519	105	17 [0]	4,607	4,130	219	476
その他	170	31	6 [0]	195	-	-	195

- (注) 1. 当期減少額欄における [] 内は減損損失の計上額(内書き)であります。
2. 当期首残高、当期減少額及び当期末残高欄の()内は、土地の再評価に関する法律(1998年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額(内書き)であります。
3. 建物の当期増加額458百万円のうち、主なものは新発田支店新築分の400百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	1,558	1,836	-	1,558	1,836
個別貸倒引当金	3,002	2,716	389	2,612	2,716
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
賞与引当金	641	636	641	-	636
睡眠預金払戻損失引当金	445	-	30	-	415
偶発損失引当金	96	90	-	96	90
計	5,745	5,280	1,061	4,268	5,695

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金.....洗替による取崩額
個別貸倒引当金.....洗替による取崩額
偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
未払法人税等	640	507	1,035	-	112
未払法人税等	443	308	726	-	25
未払事業税	196	199	309	-	86

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券 代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取り・売渡し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他や むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.taikobank.jp/
株主に対する特典	ありません

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 特別口座の口座管理機関は2020年7月1日より、日本証券代行株式会社から、当行の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に変更いたしました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第118期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第119期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月11日関東財務局長に提出

第119期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月20日関東財務局長に提出

第119期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2020年11月1日 至 2020年11月30日）2020年12月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、会社は全ての債権について予め定めている自己査定基準等に基づき、債務者区分を決定している。各営業店が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部（審査グループ）が承認を行うとともに、各営業店及び審査部（審査グループ）から独立した検証部署（監査部）が検証を実施している。</p> <p>また、貸倒引当金については、償却・引当基準に則り連結会計年度末時点の債務者区分に従い、審査部（債権管理グループ）が償却・引当額の算定を行っており、独立した検証部署である監査部が、自己査定基準等に基づく償却及び引当結果の妥当性について定期的に監査を実施している。これらの結果、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金1,081,334百万円等、貸倒引当金4,680百万円を計上している。</p> <p>会社の債務者区分決定においては債務者の業績見込（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定されている。上記のように、債務者区分決定及び貸倒引当金の算定においては、経営者の判断や見積りが存在している。</p> <p>債務者区分については、業績の問題ない先から順に正常先・要注意先（要管理先を含む）・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5つに区分され、正常先・要注意先から破綻懸念先以下へ変更された場合に貸倒引当額に与える影響が大きなものとなっている。特に会社がメインバンクとなっている大口与信先のうち、業績が悪化している先については、メインバンクとして金融支援（債権放棄など）を行うことによる損失の発生や、債務者区分の悪化による貸倒引当金の積み増しなどの多額の損失が発生する可能性がある。これらの貸出先の債務者区分は、将来の業績見込や経営再建計画などの見積りの要素を加味して決定されているが、見積りに用いた貸出先の将来の経営環境等の仮定は不確実性が高く、債務者区分の決定には経営者による重要な判断を伴う。</p> <p>したがって、会社がメインバンクとなっている要注意先の大口与信先のうち、業績が悪化している先の債務者区分の妥当性について、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。</p> <p>審査部が行った債務者区分の決定に係る内部統制については、当監査法人が検証対象とした先について内部統制証跡の確認及び債務者区分の判断根拠に係る合理性の検証によって内部統制の有効性を評価した。また、監査部とは定期的なディスカッションを通じて、内部統制上の問題の有無を確認・協議した。</p> <p>全債務者のうち、財務数値が良好とは言えない正常先・要注意先に区分されている先など破綻懸念先となる可能性が高いと判断した先を抽出した上で、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者毎の財務指標等をベースとした定量的な分析を実施した。 ・債務者区分決定の基礎となる業績見込の根拠、経営再建計画の妥当性等を検証した。 <p>上記により検証した先のうち、会社がメインバンクとして支援している大口与信先については、以下の手続を追加で実施し債務者区分の妥当性を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者への訪問記録や銀行団の協議記録などを適時に入手すると共に、最新の状況を質問した。 ・債務者の現況や今後の事業の見通し等に関して審査部の責任者へ質問した。 ・経営再建計画の実現可能性については、過年度の実績との比較分析・経営再建計画への批判的検討などにより詳細に検証を実施した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、2021年4月以降も継続するものと想定し、会社の貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定に基づいて、特に影響があると認められた特定の業種向けの貸出金等について予想損失率の必要な修正を行い、当連結会計年度末に貸倒引当金を202百万円追加計上している。</p> <p>上記仮定の不確実性は高く、当該仮定に基づく貸倒引当金の追加計上額の決定には経営者による重要な判断を伴う。</p> <p>したがって、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金の追加計上額の妥当性について、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する会社の一定の仮定に関する判断について、不確実性の高い環境下においても、過度に悲観的でも過度に楽観的でもなく、明らかに不合理でない予測であるかという観点から、利用可能な外部の情報との比較を行い、検討した。</p> <p>審査部が行った貸倒引当金の追加計上額の決定に係る内部統制については、内部統制証跡の確認及び判断根拠に係る合理性の検証によって内部統制の有効性を評価した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける業種の選定および適用した予想損失率の修正の妥当性を検証するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種の選定について、外部の情報との比較を行い、その合理性を検証した。 予想損失率の修正について、対象業種に属する貸出先の業績悪化の影響の懸念を踏まえて合理的な水準となっているか検証した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大光銀行の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社大光銀行が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第119期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表の注記事項「重要な会計方針 5 . 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」及び「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、会社は全ての債権について予め定めている自己査定基準等に基づき、債務者区分を決定している。各営業店が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部（審査グループ）が承認を行うとともに、各営業店及び審査部（審査グループ）から独立した検証部署（監査部）が検証を実施している。</p> <p>また、貸倒引当金については、償却・引当基準に則り事業年度末時点の債務者区分に従い、審査部（債権管理グループ）が償却・引当額の算定を行っており、独立した検証部署である監査部が、自己査定基準等に基づく償却及び引当結果の妥当性について定期的に監査を実施している。これらの結果、会社は当事業年度末の貸借対照表において、貸出金1,081,607百万円等、貸倒引当金4,552百万円を計上している。</p> <p>会社の債務者区分決定においては債務者の業績見込（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定されている。上記のように、債務者区分決定及び貸倒引当金の算定においては、経営者の判断や見積りが存在している。</p> <p>債務者区分については、業績の問題ない先から順に正常先・要注意先（要管理先を含む）・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5つに区分され、正常先・要注意先から破綻懸念先以下へ変更された場合に貸倒引当額に与える影響が大きなものとなっている。特に会社がメインバンクとなっている大口与信先のうち、業績が悪化している先については、メインバンクとして金融支援（債権放棄など）を行うことによる損失の発生や、債務者区分の悪化による貸倒引当金の積み増しなどの多額の損失が発生する可能性がある。これらの貸出先の債務者区分は、将来の業績見込や経営再建計画などの見積りの要素を加味して決定されているが、見積りに用いた貸出先の将来の経営環境等の仮定は不確実性が高く、債務者区分の決定には経営者による重要な判断を伴う。</p> <p>したがって、会社がメインバンクとなっている要注意先の大口与信先のうち、業績が悪化している先の債務者区分の妥当性について、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。</p> <p>審査部が行った債務者区分の決定に係る内部統制については、当監査法人が検証対象とした先について内部統制証跡の確認及び債務者区分の判断根拠に係る合理性の検証によって内部統制の有効性を評価した。また、監査部とは定期的なディスカッションを通じて、内部統制上の問題の有無を確認・協議した。</p> <p>全債務者のうち、財務数値が良好とは言えない正常先・要注意先に区分されている先など破綻懸念先となる可能性が高いと判断した先を抽出した上で、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者毎の財務指標等をベースとした定量的な分析を実施した。 ・債務者区分決定の基礎となる業績見込の根拠、経営再建計画の妥当性等を検証した。 <p>上記により検証した先のうち、会社がメインバンクとして支援している大口与信先については、以下の手続を追加で実施し債務者区分の妥当性を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者への訪問記録や銀行団の協議記録などを適時に入手すると共に、最新の状況を質問した。 ・債務者の現況や今後の事業の見通し等に関して審査部の責任者へ質問した。 ・経営再建計画の実現可能性については、過年度の実績との比較分析・経営再建計画への批判的検討などにより詳細に検証を実施した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による貸出金等の信用リスクへの影響の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響は、2021年4月以降も継続するものと想定し、会社の貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定に基づいて、特に影響があると認められた特定の業種向けの貸出金等について予想損失率の必要な修正を行い、当事業年度末に貸倒引当金を202百万円追加計上している。</p> <p>上記仮定の不確実性は高く、当該仮定に基づく貸倒引当金の追加計上額の決定には経営者による重要な判断を伴う。</p> <p>したがって、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金の追加計上額の妥当性について、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する会社の一定の仮定に関する判断について、不確実性の高い環境下においても、過度に悲観的でも過度に楽観的でもなく、明らかに不合理でない予測であるかという観点から、利用可能な外部の情報との比較を行い、検討した。</p> <p>審査部が行った貸倒引当金の追加計上額の決定に係る内部統制については、内部統制証跡の確認及び判断根拠に係る合理性の検証によって内部統制の有効性を評価した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける業種の選定および適用した予想損失率の修正の妥当性を検証するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種の選定について、外部の情報との比較を行い、その合理性を検証した。 予想損失率の修正について、対象業種に属する貸出先の業績悪化の影響の懸念を踏まえて合理的な水準となっているか検証した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。